

令和 7 年 定 例 第 1 回 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 7 年 2 月 27 日 午 前 9 時 30 分 定 例 第 1 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 藺 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	16 番	牛 嶋 利 三
8 番	古 賀 義 教		

2. 不応招議員は次のとおりである。

15 番 宮 本 五 市

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 晋 治	係 長	高 野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	総合政策課長	村 越 公 貞
副 市 長	森 田 泰 平	財 政 課 長	大 坪 康 春
教 育 長	待 鳥 博 人	企画振興課長	坂 本 生 治
監 査 委 員	河 野 信 祐	農林水産課長	猿 本 邦 博
総 務 部 長	城 戸 邦 宏	上下水道課長	松 尾 秀 勝
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	山 田 利 長	学校教育課長	松 尾 郁 代
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松 藤 典 子	商工観光課長	相 地 智 輝
環境経済部長兼 環境政策課長	木 村 勝 幸	子ども子育て課長	田 中 聡 美
建設都市部長	甲斐田 裕 士	行政委員会事務局長	大 石 哲 也
教 育 部 長	堤 則 勝	福 祉 課 長 兼 福祉事務所副所長	野 田 英 一
消 防 長	北 嶋 俊 治	商工観光課長 補佐兼企業誘致 推進室 長	垣 田 智 章
総 務 課 長	平 川 貞 雄	総務課人事係長	廣 重 慶 輔

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 施政方針説明

- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明
- (8) 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- (9) 同意第 2 号 公平委員会委員の選任について
- (10) 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (11) 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (12) 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (13) 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (14) 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (15) 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (16) 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (17) 承認第 1 号 専決処分の承認について（専決第12号 令和 6 年度みやま市一般会計補正予算（第 8 号））
- (18) 承認第 2 号 専決処分の承認について（専決第 1 号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- (19) 議案第 1 号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第 2 号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第 3 号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第 4 号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (23) 議案第 5 号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (24) 議案第 6 号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第 7 号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第 8 号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (27) 議案第 9 号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- (28) 議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (29) 議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (30) 議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (31) 議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (32) 議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (33) 議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- (34) 議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (35) 議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (36) 議案第18号 みやま市道路線の廃止について
- (37) 議案第19号 みやま市道路線の認定について
- (38) 議案第20号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第9号）
- (39) 議案第21号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (40) 議案第22号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (41) 議案第23号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (42) 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算
- (43) 議案第25号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (44) 議案第26号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (45) 議案第27号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (46) 議案第28号 令和7年度みやま市用地特別会計予算
- (47) 議案第29号 令和7年度みやま市水道事業会計予算
- (48) 議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算

午前9時40分 開会

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまから令和7年定例第1回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

15番宮本議員におかれましては欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしたいと思います。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）

改めましておはようございます。令和7年定例第1回の議会運営につきまして、2月17日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、同意5件、諮問4件、承認2件、議案30件でございます。

本会議の会期は、本日2月27日から3月18日までの20日間といたします。

その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

同意第1号から同意第5号までの5件並びに諮問第1号から諮問第4号までの4件及び承認第1号、承認第2号の2件につきましては即決といたします。

議案第1号から議案第5号までの5件及び議案第14号から議案第15号までの2件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第6号及び議案第7号の2件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第8号から議案第13号までの6件及び議案第16号から議案第19号までの4件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第20号から議案第23号までの4件につきましては、即決といたします。

議案第24号から議案第30号までの7件につきましては、予算審査特別委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの20日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行ってまいります。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番吉原政宏君、8番古賀義教君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願いいたします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

皆さんおはようございます。今回の報告は、例月出納検査と定期監査の御報告を申し上げます。

まずは例月出納検査でございますが、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管につきましては、令和6年10月分から12月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

引き続きまして、定期監査の御報告を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定め、本年度は令和6年11月18日から11月28日まで、各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査をいたしました。

また、事務の執行が合理的かつ効率的また法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施いたしました。

本年度は、7節．報償費、15節．原材料費、20節．貸付金、21節．補償補填及び賠償金、23節．投資及び出資金、24節．積立金、25節．寄附金、26節．公課費、27節．繰出金を対象に監査を行ったところ、支出事務等は適正に処理されておりましたが、次の点については検討を望むものでございます。

1点目につきましては、報償費の支出に当たり、図書カード等の金券を取り扱う場合には、引き続き厳重な管理に努めること。

2点目は、講師等に支払う報償費につきましてでございますが、市全体としての支払基準の整合性の確保を図る観点から、可能な限り標準化を図ること。

3点目、公課費の支出につきましてでございますが、公用車車検時の自動車重量税が主でございますけど、公用車の有効活用と費用対効果につきまして、引き続き検討を行うこと。また、予算におきましては、車両の年式、状態に応じて計上すること。

4点目は、積立金の支出でございますが、主に定期預金等の利子利息であります。今後とも引き続き資金の安全性を最優先とした上で、より効率的な資金運用管理に努めること。

以上申し上げましたが、詳細につきましては、別添監査報告書を御高覧賜りたいと存じます。

今後も最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革の下、経費節減に努められるよう望むものでございます。

以上簡単ではございますが、令和6年度定期監査の報告を終わります。

以上、報告を終わります。

日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

○議長（牛嶋利三君）

それでは、日程第4．諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）についてを議題といたします。

まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めてまいります。4番河野一仁君お願いします。

○４番（河野一仁君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうより柳川みやま土木組合議会の報告をいたします。

去る２月20日、令和７年第１回定例会を開催し、３議案が上程されました。

まずは、令和６年度一般会計補正予算についてですが、歳入歳出それぞれ8,448千円を減額し、歳入歳出予算総額が351,682千円となりました。

次に、令和７年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ414,300千円となり、前年度と比較すると69,800千円の増額となっております。増額の主な要因は、工事請負費の増によるものです。

みやま市内の工事予定につきまして、補助事業は、瀬高町下庄地区での水路整備工事と瀬高町大江、河内地区の樋門整備工事です。一般工事は、瀬高町下庄地区の水路整備工事、瀬高町大草地区の返済川筋のしゅんせつ工事、瀬高町本郷地区の岩神水門の遠隔操作改良工事を行う予定です。

令和７年度におけるみやま市の一般分担金は53,992千円で、特別負担金は14,182千円となっております。

次に、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、令和７年３月31日をもって下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

いずれも慎重な審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めてまいります。８番古賀義教君。

○８番（古賀義教君）（登壇）

おはようございます。それでは、私のほうから有明生活環境施設組合、令和７年第１回定例会の議会の報告をいたします。

去る２月14日、令和７年第１回有明生活環境施設組合議会定例会が開催されました。

今定例会に提出された議案は3議案で、福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更、補正予算、それに新年度予算の3件でございました。

まず初めに、退職手当組合理約の変更に関する報告をいたします。

この議案は、市町村等の職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理している福岡県市町村退職手当組合の規約の変更に関するものでございました。本年3月31日をもって下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、加入団体数を減ずるなどの改正について、地方自治法第290条の規定による議決が求められておりました。

次に、令和6年度の一般会計予算の補正予算が上程されました。銀行の預金利率の上昇によって生じた預金利息分を基金積立金として計上するための補正でございました。

3つ目の議案は新年度予算についてでございます。令和7年度有明生活環境施設組合一般会計予算の総額は837,957千円でございました。前年度と比較して134,186千円の増額になります。

主な内訳といたしまして、有峰苑みやま柳川の火葬施設管理費が81,918千円で、予算総額の約10%を占め、有明ひまわりセンター施設管理経費が691,159千円、予算総額の約82%を占める予算編成でございました。

以上の3議案が上程され、全ての議案が慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

なお、定例会の開会前に組合議会全員協議会が開催され、有明ひまわりセンターの第2期包括的運営事業者がタクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体に決定したことが報告されました。令和7年度から14年度までの7年間、安全で確実なごみの焼却をお願いすることとなりました。

簡単ではございますが、以上で有明生活環境施設組合議会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。

当企業団議会は、令和7年2月20日に第1回定例会が開催されました。

定例会に上程された令和7年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算など7議案は全て可決をされました。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給によりまして、県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献するとの基本目標を定め、福岡県南地域の生活基盤である水道施設の整備を進めて

おります。

第三期拡張事業の事業計画の見直しを行い、令和7年度から9年度の前期計画におきましては、早期に整備が必要な施設や水量にかかわらず効果を発現する施設の整備を実施する予定でございます。

用水供給の状況といたしましては、令和7年度の1日平均供給水量は10万3,410立米で、年間総供給水量を3,774万4,650立米と見込んでおります。

続きまして、令和7年度予算の概要について申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収益は7,267,782千円で、事業費用は4,558,881千円であります。収支差額2,708,901千円から消費税を差し引いた2,600,450千円が当年度利益として計上されております。

資本的収支につきましては、資本的収入が1,345,999千円、資本的支出は3,301,938千円であります。差し引き1,955,939千円の不足につきましては、全額、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

以上、簡単ではございますけれども、私のほうから報告を終わります。

日程第5 施政方針説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．市長の施政方針の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、おはようございます。これより施政方針を述べさせていただきます。長時間にわたる内容になると思いますが、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

施政方針。

本日、ここに令和7年第1回みやま市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、日頃より、本市の市政運営に当たりまして、御理解と御支援を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本議会に提案いたします議案の説明に先立ちまして、新年度の施政方針を申し上げ、議員の皆様をはじめ、広く市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、昨日2月26日は、1年前、学校内の事故により児童の貴い命が失われた日であります。

す。教育委員会は、この日を忘れず、また、二度とこのような事故を起こさないよう、安全で安心な学校づくりに向けて、たゆまぬ努力を積み重ねていくことを誓う「学校安全の日」と決めました。市内全小・中学校で全校集会を開催するなど、教職員と児童・生徒は、命の貴さ、大切さを深く心に刻みました。

さて、本市は、昨年4月の人口戦略会議において、将来推計人口を分析した結果、消滅可能性自治体から脱却することが明らかとなりました。しかしながら、昨年12月末の人口は3万4,288人となり、人口減少に歯止めがかからず、予断を許さない状況が続いております。

本市の人口減少を食い止めるため、市外からの移住者や子育て世代及び新婚世帯への支援など、これまでの移住・定住化策の推進と併せて人口減少が進むことになっても、まちが成長し、豊かに暮らせるよう、デジタルなどを活用したまちの強靱化策を一層推進してまいります。

石破内閣は、最重要課題の一つとして「地方の未来を創り、地方を守る」「地方こそ成長の主演」との考え方に立ち、これまでの10年間の地方創生を総括し、新たに地方創生2.0を起動いたします。新たな時代を創造するには、今まで培ってきた経験値による判断だけでは通用しなくなってまいりました。そのため、地方創生のあらゆる可能性を見いだす多角的な視点を持ちつつ、多様性のある柔軟な発想をベースに、視野を広げた市政を進めてまいります。

また、これまで築き上げてきた本市のよさや強みは、市民の皆様がこのまちで生きていく自信と誇り、いわゆるシビックプライドとなっております。本市の魅力を伝えるには、このシビックプライドが深く宿るまちとなることが重要であります。

今後、ワンヘルス関連により、交流人口、関係人口が飛躍的に増加することが見込まれます。そのため、ワンヘルスのまちがシビックプライドとなるよう、市民の皆様とともにさらなる意識高揚を図ってまいります。

それでは、まず、国の令和7年度地方財政対策につきまして御説明いたします。

地方財政計画の歳出は、物価高が続く中、社会保障関係費、人件費の増加はもとより、地方創生の再起動、子ども・子育て政策の強化やデジタル化、脱炭素化、防災・減災対策等に係る経費が増加しております。

このことを踏まえ、地方の一般財源総額は、前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保されました。地方交付税総額は、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円とし、かつ、臨時財政対策債

は新規発行額が計上されず、加えて交付税特別会計借入金の償還繰延分2.2兆円の償還が計上され、地方財政の健全化が進展する内容となっております。

また、1,030千円の壁の見直しですが、今後、基礎控除額等の引上げなどの恒久的な見直しの際は、地方が担う行政サービスに支障を来すことがないように、減少する財政影響分は国の責任において代替となる財源を適切に確保するよう強く求めてまいります。

次に、本市の財政状況につきまして御説明いたします。

令和5年度の決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が92.7%となり、財政の硬直化は年々進んできております。財政運営では、歳出に対する歳入の不足が続く、基金の繰入れにより収支の均衡を保っている状況であります。

歳出では、人件費をはじめ、社会保障の扶助費や地方債の償還である公債費などの義務的経費が増加しており、また、公共施設の老朽化による維持補修費や委託料などの物件費も増加傾向にあります。

歳入では、地方交付税に依存する現状は変わりなく、財源確保が大きな課題となっております。ふるさと納税をはじめとした自主財源の確保とともに、地方創生に関する国、福岡県などの重点施策の動向を注視し、財政的に有利な補助金や交付金など、特定財源の確保に努めてまいります。

また、地方債は、これまでも過疎対策事業債をはじめ、交付税措置率が高い有利なものを活用しており、起債残高の約7割強の償還額が地方交付税で措置されることとなっております。

このように、財源を確保しつつ、一方では、みやま市行政改革プランを確実に実行することで、成長と健全化が両立し得る財政基盤を確立し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

次に、令和7年度の重点政策につきまして御説明いたします。

まずは、市民の皆様の命と暮らしを守る「安全・安心のまちづくり」の推進でございます。

内閣府による令和7年1月の月例経済報告では、個人消費は、米や野菜の値上がりなどで節約志向が続いている中、賃上げで可処分所得が上昇し、外食の消費が緩やかに増えているなどとして、一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きが見られると示しました。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻等により端を発した物価の高騰は、その後も収束に向かう気配を見せず、今も市民生活に大きな影響を及ぼしております。

本市では、国の重点支援地方交付金を有効活用し、物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者に対しまして、実情に応じたきめ細かな支援を行い、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、政府の地震調査委員会は、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、本年1月1日時点で改めて計算し、80%程度に引き上げて公表いたしました。南海トラフの地震が発生した場合は、有明海からの津波浸水が発生し、本市の沿岸地域において、人命はもとより、建物の全壊、半壊など甚大なる被害が想定されております。

高齢化率が高い本市では、地域の皆様の共助による初動避難体制の確立など、地域防災力の強化が鍵となります。そのため、自主防災組織の設立、校区防災マップや個別避難計画の作成、登録防災士の養成や防災士連絡協議会との連携など、さらなる強化に努めてまいります。

地域防災力を充実するには、行政区、隣組、自治会など、構成する地域コミュニティを活性化することが肝要であります。そのため、令和7年度の行政機構では、行政区、自治会の在り方検討や、発生率が高くなっている自然災害への対応など、安全・安心への取組を強化するため、地域・防災課を新設いたします。

次に、安全・安心な教育環境の確立でございます。

学校は、児童・生徒が安全で安心して過ごせる場所でなければなりません。昨年2月に発生した学校給食事故に関しまして、学校安全調査委員会から答申をいただいた学校事故再発防止及び学校事故予防に関する提言を踏まえ、再発防止への環境を整備し、危機管理研修や救命救急講習の実施などに取り組み、児童・生徒の安全確保を進めてまいります。

また、災害時や通学時の安全指導を徹底するとともに、施設や地域の環境整備を図りながら、児童・生徒のかけがえのない命を守る強い決意の下、安全・安心な教育環境を確立してまいります。

次に、ワンヘルスの推進でございます。

ワンヘルスの推進につきましては、みやま市ワンヘルス推進行動計画に基づき、ワンヘルスの視点を取り入れた既存事業の推進や拡充を図りながら、市民、事業者・団体、行政が一体となり、創意工夫をもってワンヘルスの実践を進めてまいります。

また、幅広い世代にワンヘルスの理念を理解してもらうために、イベントや市民講座などを開催し、様々なアプローチを通じた普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

さらに、福岡県が整備するワンヘルスセンターの工事が令和7年度に着手され、令和9年度には供用開始が予定されていることから、福岡県との連携をより一層深め、様々な取組を通して、「ワンヘルスのまち みやま」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

さらに、教育委員会では、全小・中学校の教育課程にワンヘルス教育を取り入れ、全国初の実践を行っております。令和4年度から教職員等の研修をはじめ、令和6年度においては大江小学校、桜舞館小学校で研究発表会を開催し、筑後地区の教職員への授業公開や、市のワンヘルス推進室と連携し、地域住民の皆さんに授業へ参加していただくなど、画期的なワンヘルス教育を推進してまいりました。令和7年度は、瀬高小学校において研究発表を開催する予定であります。

また、今月開催されました第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラムにおいて、山門高校のOneヘルスクラブがすばらしい実践発表をいたしました。ワンヘルス教育の幅広い浸透を感じており、さらに充実してまいります。

次に、安心して産み育てられる子育て支援の推進でございます。

国は、全ての子供が、また若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の形成を目指しております。本市におきましても、子育て家庭のニーズに寄り添い、子供たちの健やかな育ちを支援してまいります。

子供の発達支援や多様化する悩み相談に対し、きめ細かに対応できる体制を構築するため、こども家庭センターの子ども家庭支援員に、新たに臨床心理士などの資格を有する心理担当支援員を配置いたします。

また、乳幼児健康診査に1か月児健診を追加いたします。疾病及び異常を早期に発見し、進行を予防するとともに、保護者に対して育児に関する助言を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を推進してまいります。

さらに、子供への食の支援等に取り組む団体に対し、財政的な支援を行います。子供の多様な居場所を確保することは、支援が必要な子供などの早期発見にもつながることから、地域における支援体制を強化してまいります。

なお、先進的に取り組んでいる18歳までの子ども医療費の助成、おむつお届け事業及び乳児の全戸訪問事業は継続してまいります。

そして、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート結果では、子供が天候に左右されず快適に過ごせる屋内型の子供の居場所のニーズが浮き彫りとなり、市民の皆

様が求める施設の実現に向けた取組を進めてまいります。まず、どのような施設が最適なのか、議員の皆様の御意見も伺いながら十分に協議してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、令和7年度の市政運営における重点施策を申し上げます。皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、令和7年度当初予算案における持続可能な質の高い行政サービスを実現するための各種事業を、第2次みやま市総合計画の7つの政策分野に沿って御説明いたします。

初めに、魅力あふれる住みやすいまちづくりについて申し上げます。

まず、計画的な土地利用の推進でございます。

みやま市都市計画マスタープランに基づき、幹線道路沿いの沿道型商業地においては、生活利便性を高める施設等の立地を促進するなど、計画的な土地利用に努めてまいります。

また、ワンヘルスセンターを中心とする区域では、研究・産業関連施設や交流促進に資する施設等の立地誘導を図り、「ワンヘルスのまち みやま」のまちづくりを推進してまいります。

次に、利便性の高い地域交通体系の整備でございます。

集落間を結ぶ幹線道路の整備は、車両運行の円滑化と歩行者の安全に寄与し、地域活力のさらなる向上に資することとなります。

坂田・竹飯線をはじめとする日常生活に密着した道路の整備は、地域の実態を踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に進めてまいります。

県道の高田山川線を国道208号へ延伸することは、有明海沿岸道路への交通アクセスを向上させ、地域振興に資することになり、その実現に向けて、県と連携協力の下、進めてまいります。

公共交通では、みやま市地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通を確保してまいります。予約制の乗合タクシー実証実験の結果を踏まえ、新たな移動サービスの導入や、それに伴うコミュニティバスの運行体制の見直しなど、利用者のニーズに沿った利便性の高い公共交通体系を構築してまいります。

また、地域住民をはじめ、通勤・通学者からの御要望にお応えし、利用者の利便性が向上するよう、ＪＲ、西鉄の駅前駐輪場に屋根を整備してまいります。

次に、良好な住宅環境の整備でございます。

空き家対策では、みやま市空き家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を促すとともに、利用可能な空き家は、空き家バンク制度を積極的に奨励し、保安上危険な老朽家屋については、その撤去を支援してまいります。

また、市営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画を見直し、老朽化している団地を計画的に整備してまいります。

次に、上下水道の整備でございます。

上下水道の経営は、人口減少を要因として料金収入の減少が見込まれる一方、支出面では、施設設備の老朽化に伴う更新投資が増大し、さらに水質確保の安全性も求められており、経営環境は厳しさを増しております。そのため、将来にわたり安定した事業を継続するための経営戦略を策定し、今後10年間にわたる経営の強靱化に向けた見直しを進めてまいります。

次に、高度情報通信基盤の活用でございます。

インターネットによる電子申告や電子申請など行政手続の電子化をはじめ、情報通信技術を効率的に利用することで市民サービスの向上や業務の効率化に取り組んでまいります。

また、みやま市DX推進計画に基づき、ホームページやSNSを有効活用し、特産品及び観光等のPRを行うなど、各種産業において情報通信技術を活用した産業振興を推進いたします。さらに、メタバースやドローンなどのデジタル技術を活用して、本市の様々な魅力を市内外に発信してまいります。

2点目の自然を育む安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

まず、自然環境の保全でございます。

整備を進めている森の小径は、清水寺、五百羅漢などの観光スポットを巡りながら、ワンヘルスを学び、森林浴などを楽しめるコースとなっております。ワンヘルスコースマップを作成し、観光振興や健康づくりの推進及び幅広い世代にワンヘルスを学び、体験できる機会を提供いたします。

次に、地域が一体となった循環型社会の形成でございます。

ごみ分別、リサイクル活動などを通して、ごみ焼却量の削減を推進しており、市民の皆様の環境に対する意識も高まってまいりました。

柳川市との共同による有明ひまわりセンターは、稼働後3年が経過し、市民の皆様の御協力により、順調に燃やすごみの減量化が進んでおります。

また、旧清掃センターの解体後は、跡地にリサイクルのためのストックヤード建設を予定

しており、その実施設計等に取り組んでまいります。

ごみの収集運搬業務の在り方につきましては、より客観性を高めるため、専門家の御意見を賜り、また、先進地の状況も調査しながら、現状の業務を十分に精査してまいります。

次に、地球温暖化対策、脱炭素社会の推進でございます。

脱炭素社会の実現に向け、公共施設への太陽光発電設備等の導入調査を実施いたします。市民向けの事業としては、従来の太陽光発電設備等への補助制度を拡充するとともに、昨年度に引き続き、省エネ家電の買換えを支援し、脱炭素を進めるとともに、地域経済の活性化を促進いたします。

また、脱炭素に関する市民啓発ワークショップの開催や、みやまスマートエネルギー株式会社との連携を強化し、一般家庭や事業者への省エネ診断・相談事業や、省エネセミナーなどの啓発事業に取り組み、ゼロカーボンシティを推進してまいります。

次に、防災対策の推進でございます。

いかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命、財産を守り、持続的な成長を実現するため、国土強靱化地域計画を改定してまいります。

大雨による雨水対策では、下庄雨水ポンプ場の1号機、2号機の整備が完了したことから、残りの3号機、4号機及び附帯設備の改修に着手してまいります。さらに、中小河川、クリークなどの先行排水や田んぼダムの活用など、流域治水を強化してまいります。

国土強靱化対策では、急傾斜地の崩壊対策、ため池のしゅんせつ、ため池ハザードマップの作成などに取り組んでまいります。

次に、消防・救急体制の充実でございます。

まず、令和6年度から実施している筑後地域消防通信指令センターの指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業では、新たな機能を有した新消防通信指令システム等の整備や庁舎改修工事に着手いたします。

消防本部では、救急救命士や予防技術資格者など、専門的な技能・技術を持つ職員を養成し、多様化、複雑化する各種災害への対応を可能とすることで、高度な住民サービスを提供してまいります。さらに、教育現場に対しては、より一層の応急手当での知識と技術の向上を図るため、今後も継続して救命講習等の指導に力を入れてまいります。

また、市民の皆様には、家庭における防火対策や救急時の応急手当などの啓発に努め、さらに、デジタル技術を活用した火災予防の電子申請やオンライン講習による甲種防火管理

新規講習の開催、V R（仮想現実）機器による体験型の防火・防災教育を推進してまいります。

消防団活動では、団員の負担軽減を図るため、引き続き訓練や行事内容を見直し、活動しやすい環境整備を進めるとともに、団員確保を支援するための情報発信に努めてまいります。

また、消防団の組織再編においては、山川南部地区の2分団の格納庫を統合した山川南部格納庫の建設を計画いたします。さらに、消防団組織再編計画が策定後5年を経過することから、中間見直しを行ってまいります。

次に、防犯対策、交通安全対策の推進でございます。

柳川警察署をはじめ、安全・安心まちづくり推進協議会や防犯協会と連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。LED型防犯灯への取替えを支援し、地域との連携による防犯対策を充実強化してまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を促進いたします。新たに通学路でもある自転車の走行環境整備事業に取り組んでまいります。また、高齢者の交通事故の防止のため、運転免許証の自主返納を支援する取組として、返納者に対し、シニアカー購入助成の新メニューを加えております。

○議長（牛嶋利三君）

市長、ここで休憩を入れましょうか。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時50分から再開してまいりたいと思います。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

市長、引き続き施政方針演説をお願いいたします。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

御配慮ありがとうございました。

では、次に進ませていただきます。

3点目の「地域の特色を生かした活力あるまちづくり」について申し上げます。

まずは、農林水産業の振興でございます。

本市の基幹産業である農業では、担い手・後継者不足を解消するため、ＪＡみなみ筑後や福岡県南筑後普及指導センターと連携を強化し、本市の農業振興を図ってまいります。

また、ＩＣＴを活用したスマート農業の推進や老朽化した土地改良施設の機能回復、また、防災・減災事業による災害に強い農村地域のインフラ整備など、生産力の強化や農業所得の向上を支援してまいります。

さらに、農業者と地域が一体となり、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業を活用した耕作放棄地の解消に取り組み、適切な農地の環境保全に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、イノシシなどの侵入防止柵の購入助成を拡充し、また、駆除に係る人的支援や箱わなの増設など、猟友会と連携した駆除体制を一層強化することで、害獣を捕ると農地を守るの二本立ての対策を講じ、農作物等の被害を防止してまいります。

また、道の駅みやまを地産地消の拠点とし、にぎわいを創出することで、地元特産品のＰＲや農業者等の所得向上に努めてまいります。

農業生産基盤整備では、中山間地域におけるかんきつ等の生産向上や高品質な山川みかんの栽培を促進するため、山川町甲田地区の山間地基盤整備事業に本格着工いたしました。

また、平たん地域においても農業生産基盤を強化し、生産力を向上するため、農業水利施設保全対策事業及び土地改良施設維持管理適正化事業等を実施し、揚水施設等の機能回復を図ってまいります。

林業の振興では、県の補助事業や国の森林環境譲与税を活用し、森林所有者意向調査を行い、荒廃した森林や竹林の再生整備を推進してまいります。

漁業の振興では、江浦漁港の施設環境を整備し、安全で円滑な漁業活動を確保し、利便性の向上につなげてまいります。また、地域の環境保全を図るため、高田漁協の赤水対策事業を支援してまいります。

次に、商工業の振興でございます。

ＪＲ瀬高駅をまちの玄関口としたＪＲ瀬高駅周辺活性化計画に基づき、県道瀬高停車場線の老朽化した街路灯の整備をはじめ、屋外トイレの改修及び駅待合室のＷｉ－Ｆｉの整備やＰＲ用プロジェクターを設置いたします。また、駅及び周辺市街地の活性化に向け、関係団体と連携したイベントを開催するなど、にぎわいの創出に努めてまいります。

事業者支援では、新規創業者に空き店舗の利活用などを紹介し、新たな雇用による地域の活性化、さらには移住・定住へとつなげていくとともに、積極的に生産性向上を進めている

小規模事業者を支援してまいります。

事業者への物価高騰対策として、融資預託金を引き続き拡充するとともに、プレミアム商品券の発行やデジタル地域通貨によるポイント給付事業により、地域経済を活性化してまいります。

次に、企業誘致の推進でございます。

みやま柳川インターチェンジなど、恵まれた立地条件を生かして、製造業やワンヘルス関連産業の誘致を推進してまいります。造成中の産業団地につきましては、造成工事が完了した後、進出企業へ用地を売却することとしております。

本市における企業立地を促進するため、引き続き企業誘致活動を推進し、産業の集積及び雇用の創出を図ってまいります。

次に、観光の振興でございます。

第2期みやま市シティプロモーション戦略に基づき、本市の豊富な地域資源を生かした観光振興政策を積極的に推進してまいります。

九州オルレ「みやま・清水山コース」では、九州オルレ認定地域協議会との連携を強化しながら、国内外からの観光客を誘客し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、本市の豊かな自然、文化を生かし、都市と農村の交流を進めるグリーンツーリズムを推進するとともに、筑後広域公園内のスポーツ施設などと連携し、スポーツの要素を取り入れたツーリズムも併せて展開してまいります。

さらに、観光協会との連携を強化しながら、着地型観光に力を入れ、昨年度よりリニューアルした地域資源活用体験プログラム「つきなみ旅」を充実させ、旅行者のニーズに沿った観光を推進してまいります。

4点目の「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」について申し上げます。

まず、健康づくりの推進でございます。

第3次みやま市健康増進計画・健康みやま21に基づき、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善の推進、生活習慣病等の早期発見、早期予防と重症化予防の推進に取り組んでまいります。

新たに国の定期接種化を受け、65歳以上の高齢者を対象とした带状疱疹ワクチンの定期接種を実施いたします。

次に、生涯現役のまちづくりの推進でございます。

本市の高齢化率は、令和6年10月現在において39.9%となり、今後も上昇を続ける見込みとなっております。認知症や要介護者となっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らすことのできる支え合いのまちづくりを目指してまいります。

まず、第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を積極的に推進してまいります。特に、元気な高齢者を増やし、地域の支え手として活躍できるよう、フレイル対策を充実してまいります。

また、介護人材の不足が懸念されており、介護職員の研修受講を支援するとともに、介護事業所における人的状況の把握に努め、ノーリフティングケア普及促進事業等の参加を促し、人材確保事業の積極的な周知や普及促進に努めてまいります。

現在、65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されており、認知症サポーターの養成や認知症ケアパス活用による普及啓発を行い、幅広い世代に認知症への正しい理解を周知してまいります。

一方で、認知症になっても尊厳を持って、その人らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進に努めてまいります。

さらに、地域、関係団体、医療・介護事業者等による見守りのネットワークを広げ、緊急時には、医療・介護の情報共有が可能となる福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」への加入を促進してまいります。

次に、障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進でございます。

障がいのある方が地域社会の中で生きがいを持って暮らせるよう、第2次みやま市障がい者基本計画の基本理念である「共生社会の実現」を踏まえ、障がいのある方の自立と社会参加を支える、みんなに優しいまちづくりを目指してまいります。

まず、第7期みやま市障がい福祉計画・第3期みやま市障がい児福祉計画に基づき、障がい者の日常生活、社会生活の支援に必要な各種ニーズに沿った対応を図るため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制を充実し、必要な福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、需要が急速に高まっている障がい児の支援では、放課後等デイサービスや児童発達支援サービスなど、地域の事業所及び関係機関と連携しながら、地域全体で障がい児への切れ目のない支援を推進してまいります。

さらに、障がいのある方の社会参加については、就労継続支援事業所や民間事業所等とのネットワークを構築、拡大し、就労の場を確保することで促進してまいります。

次に、安心とゆとりのある地域福祉の実現でございます。

第3次みやま市地域福祉計画に基づき、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、自助、互助・共助、公助により地域課題の解決を図り、住みよい福祉のまちづくりを推進してまいります。

誰もが地域で暮らし続けられるよう、地域で見守り、支え合う仕組みづくりや居場所づくりを進めるため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、さらには地域の担い手となるボランティア団体と連携し、地域福祉活動を充実してまいります。

5点目の「豊かなこころを育むまちづくり」について申し上げます。

本市の伝統や文化、風土、温かい人の和の中で子供たちを育み、ふるさと「みやまに学び、みやまを愛し、みやまに生きる」人づくりを目指してまいります。

まず、児童・生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識し、生きる力を育む学校教育の充実でございます。

「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を重点に学校生活に工夫を凝らし、児童・生徒が行きたい、学びたい、楽しいと思える学校を目指し、学校教育活動を充実してまいります。

昨年度から2学期制を本格実施いたしました。児童・生徒と教職員が触れ合う機会を拡充し、きめ細かな指導による、より質の高い教育の実現を目指してまいります。

本市の特色であるキャリア教育では、小・中学校と高等学校の連携や企業との連携、またワンヘルスの視点も取り入れることにより、児童・生徒の目的意識や目標設定の視野がさらに拡大するよう積極的に推進してまいります。

学校再編事業では、高田小学校体育館が完成いたします。また、瀬高中学校と東山中学校の学校統合では、令和8年4月の開校に向け、統合協議会において各種協議項目の調査検討を進めてまいります。

I C T機器を活用した学習では、教職員の能力向上はもとより、I C T活用スキル、情報モラルの育成を含め、デジタルツール等を効果的に活用することで、より質の高いI C T教育を推進してまいります。また、全小学校の児童用タブレット端末を更新し、学習環境を整備いたします。

不登校の予防やいじめへの対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、適応指導教室「さくら」との連携を強化し、組織的にきめ細やかな早期

対応を進めてまいります。

次に、地域教育力の充実でございます。

学校と地域で連携協働しながら、地域の人材を生かした学校支援活動、地域支援活動、家庭支援活動を推進してまいります。

コミュニティスクールと地域学校協働活動による学校ボランティア活動や放課後学習教室の実施など、一体的な推進によって、地域全体で子供の成長を支えながら地域教育を充実してまいります。

次に、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興でございます。

市民の皆様による自主的な文化・スポーツ活動を支援してまいります。

まず、文化芸術に触れる機会の充実を図るため、魅力ある学習講座等を開催し、文化の薫り高い豊かな心を育むまちづくりにつなげてまいります。

また、長い年月の中で育まれ、守り伝えられてきた文化財、伝統芸能を保護するとともに、幸若舞や新開能などの伝統芸能をデジタル技術と融合して、市内外へのメタバースを活用した情報発信に取り組んでまいります。

さらに、施設の老朽化に対応するため、まいピア高田や市立図書館の大規模改修事業に取り組みます。

スポーツの振興では、スポーツの力で本市を元気にし、また、市民の皆様が健康で活力ある生活を送れるよう、市内の体育施設や筑後広域公園の施設を有効活用した各種スポーツイベント等を開催してまいります。

多様な交流の推進では、福岡県による南筑後未来の地域リーダー育成プログラムに近隣自治体と取り組み、中学生が理想とする地域の未来について考え、発信、提言することにより、次世代の人材育成に努めてまいります。

6点目の協働で進めるまちづくりについて申し上げます。

まずは、住民参画によるまちづくりの推進でございます。

広報紙、ホームページ、SNS、FMたんと、テレビのデータ放送広報サービス等の媒体を通じ、最新情報をタイムリーにお届けするとともに、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、主要な計画を策定する際にはパブリックコメントを実施し、市政に対する御意見、御提案を反映する公聴制度を推進してまいります。

さらに、市民の皆様と行政の協働による魅力あるまちづくりを進めるため、主体的に協働に取り組む団体を支援してまいります。

次に、人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進でございます。

人権課題が複雑化してきており、その解決に当たりましては、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合うことがとても大切になります。そのための人権教育を推進し、人権尊重理念の啓発に努めてまいります。

また、第2次みやま市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、性別に関わりなく、仕事や地域活動などに積極的に参画ができ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の確立を目指してまいります。

最後に、7点目の「健全で効率的な行財政運営」について申し上げます。

まず、簡素で効率的な行政運営の推進でございます。

本市が抱える課題を解決するためには、国、福岡県との連携が非常に重要であると認識いたしております。福岡県は、人口減少や経済活動の縮小が著しい大分、熊本両県との2県境地域を活性化させる県境地域振興ビジョンを策定いたしました。今後、熊本県境の大牟田、みやま、柳川の有明地域につきましては、半導体関連企業の誘致やワンヘルスの推進など、ビジョンに基づき事業が展開することから、より一層の連携、協力体制を構築してまいります。

行政機構の見直しでは、より効率的、戦略的に業務を遂行するため、新たに企画部を設置し、総務部より企画振興課、総合政策課、契約検査課、統計調査課を移管いたします。

デジタル化の推進では、みやま市DX推進計画に基づき、国が進める自治体情報システムの標準化への対応や、ライフイベントに沿った窓口の充実を図るとともに、オンラインによる手続を拡充し、市民の利便性の向上に努めてまいります。

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードは、健康保険証の新規発行終了に伴い、マイナ保険証としての利用が本格化するなど、カードの利活用が進んでいるため、マイナンバーカード専用車両による出張サービスを継続し、カードのさらなる普及に取り組んでまいります。また、カードの更新手続を円滑に進めるため、本庁舎に更新手続コーナーを設置いたします。

人材育成では、現在実施している県、大牟田市との人事交流、後期高齢者医療広域連合の派遣に加え、新たに福岡県自治振興組合へ職員を派遣いたします。違った環境で人間関係を

つくり、業務遂行をする上で新たなものに気づき、さらに知見を広めてほしいと考えております。

また、職員研修を充実し、高い倫理観の醸成とリスク管理の徹底など、ガバナンスの強化に努めてまいります。

次に、持続可能で健全な行政運営の推進でございます。

財政状況は、冒頭申しましたように、厳しい運営が見込まれるものと認識しております。持続可能な行財政運営を進めるに当たり、みやま市行政改革プランに基づき、質の高い行政サービスの提供と組織力の強化に努め、職員と一丸となって効率的な行政運営を行い、財政の健全化を推進してまいります。

学校跡地の有効活用では、これまでの学校跡地検討委員会の御意見を踏まえ、財政状況等も勘案しながら、段階的に事業を進めてまいります。

旧上庄小学校や旧竹海小学校につきましては、地域コミュニティの活動拠点として利活用ができるような施設となるよう取り組んでまいります。また、高田地区の学校跡地の有効活用につきましても、学校跡地検討委員会において地域の活性化につながるよう協議してまいります。

以上、申しあげました総合計画の7つの政策を中心に予算編成を行った結果、一般会計の当初予算額は、合併後2番目の規模となる22,071,000千円を計上いたしております。

市政は、少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、脱炭素化の推進など、未来を創造するための多くの課題解決を迫られており、さらに人口減少対策にAIに象徴される科学技術を生かすなど、専門性の高い政策が求められております。この変革をチャンスと捉え、強い姿勢を持って日々研さんしながら進取果敢に取り組んでまいります。

一方、この変革の時代にあっても変わらぬものがあります。それは本市の豊かな自然を背景に、これまで築き上げてきた歴史や文化による地域力、そして市民の皆様の連帯による誇り高い市民力であります。市民の皆様に寄り添いながら協働社会を構築し、この変わらぬ本市のよさを次世代に継承してまいる所存であります。

令和7年度は、「未来へとつなぐ、安全、安心で持続可能なまちづくり」に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の市政運営の基本方針並びに予算案の諸事業について申しあげました。議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましては、市政運営により一層の御理解、御協力

を賜りますようお願い申し上げます。長時間の御清聴、誠にありがとうございました。

日程第 6 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第 6．議案の一括上程を行ってまいります。

同意第 1 号から第 5 号までの 5 件、諮問第 1 号から第 4 号までの 4 件、承認第 1 号から第 2 号までの 2 件、議案第 1 号から第 30 号までの 30 件を一括議題といたします。

日程第 7 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第 7．提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

本議会に御提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております同意第 1 号 教育委員会委員の任命についてから議案第 30 号 令和 7 年度みやま市下水道事業会計予算までの 41 件でございます。

内訳といたしましては、教育委員会委員などの同意案件 5 件、人権擁護委員の推薦についての諮問案件 4 件、専決処分についての承認案件 2 件、また、条例改正のほか、工事請負契約の変更契約、市道路線の廃止・認定、本年度予算の補正及び来年度当初予算など、議案 30 件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

日程第 8 同意第 1 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 8．同意第 1 号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。引き続き松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第 1 号 教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、宮本篤氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了するのに伴い、今回新たに松尾清氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

松尾氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当

該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

引き続き、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第9 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．同意第2号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第2号 公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、金子保子氏の任期が令和7年3月31日で満了するのに伴い、新たに古賀富美子氏

をみやま市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

古賀氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 公平委員会委員の選任につきましては同意することと決定をいたしました。

日程第10～第12 同意第3号～同意第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第12. 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3件の提案理由の説明を求め

ます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第３号から同意第５号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現在の各委員の任期が令和７年３月31日で満了するのに伴い、みやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、同意第３号につきましては桑野セツ子氏、同意第４号につきましては坂梨一広氏、同意第５号につきましては徳永照利氏の再任をお願いするものです。

各委員とも、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで同意第３号から同意第５号までの質疑を終わります。

同意第３号から第５号までの３件は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第３号から第５号までの３件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、同意第３号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第３号を採決いたします。

お諮りをします。同意第３号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

次に、同意第4号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

次に、同意第5号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第13～第16 諮問第1号～諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから、日程第16. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの4件の提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員の候補者の推薦について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現在の各委員の任期が令和7年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会へ諮問するものでございます。

まず、諮問第1号につきましては藤吉滋子氏の再任を、諮問第2号は壇朝子氏の再任を、諮問第3号は岩間眞弓氏の後任として岩間龍男氏を、諮問第4号は末吉達矢氏の後任として河野隆氏を人権擁護委員の候補者として新たに法務大臣に推薦するものです。

各候補につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで諮問第1号から諮問第4号までの質疑を終わります。

諮問第1号から第4号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から第4号までの4件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

討論及び採決は、各議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、諮問第1号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。諮問第1号は適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。諮問第2号は適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第3号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。諮問第3号は適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

次に、諮問第4号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第４号を採決いたします。

お諮りをいたします。諮問第４号は適任であるという意見を答申したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第４号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

日程第17 承認第１号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 承認第１号 専決処分の承認について（専決第12号 令和６年度みやま市一般会計補正予算（第８号））について、提案理由の説明を求めます。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

改めましてこんにちは。承認第１号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得世帯支援給付金を給付するための経費について、緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和６年12月24日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第12号 令和６年度みやま市一般会計補正予算（第８号）は、歳入歳出予算にそれぞれ153,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,599,491千円といたしております。

まず、議案書31ページをお願いいたします。

第２表の繰越明許費ですが、年度内に給付が完了しないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入予算について御説明いたします。

議案書34ページでございます。

15款２項１目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金153,824千円は、歳出予算と連

動し、計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

議案書35ページでございます。

3款1項1目、低所得世帯支援給付金給付事業費は、物価高騰に直面し、影響を受ける低所得世帯に対し支援金を支給するもので、12節の電算システム改修委託料3,058千円などの事務費のほか、18節において、令和6年度分の住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり30千円を給付する非課税世帯分135,000千円及び当該世帯のうち、18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人当たり20千円を追加給付する子育て世帯子ども加算分8,000千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第12号 令

和6年度みやま市一般会計補正予算（第8号））については承認することと決定をいたしました。

日程第18 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴う条ずれへの対応や、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定される住登外者宛名番号管理機能について、住登外者を地方公共団体内で一意に特定する宛名番号を付番・管理する事務が独自利用事務に該当し、条例の整備が必要であると整理されたことから、本市では令和7年2月3日から当該機能を運用開始するために改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、本条例第2条中の引用条文の改正や、別表第1から別表第3までの表へ住登外者宛名番号管理機能に関する規定の追加を行ったものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思い

ます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第２号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第２号を採決いたします。

お諮りいたします。承認第２号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第２号 専決処分の承認について（専決第１号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定）については承認することと決定をいたしました。

日程第19 議案第１号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第１号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。大石統計調査課長兼行政委員会事務局長お願いします。

○統計調査課長兼行政委員会事務局長（大石哲也君）（登壇）

議案第１号 みやま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中で引用する地方自治法の規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、改正法の公布の日から２年６月を超えない範囲内において政令で定められるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告はございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第2号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第2号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、関連する2つの条例の改正をするものです。

改正の主な内容は、超過勤務の免除対象となる子の範囲を3歳未満の子から小学校就学前の子まで拡大することや、仕事と介護の両立支援制度に関する制度の周知強化など、利用しやすい勤務環境の整備を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第21 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第3号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き城戸総務部長お願いいたします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第3号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、大規模災害等の被災地において、救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員への特殊勤務手当の支給に関し、国家公務員、警察職員及び他の地方公共団体に属する職員との処遇面での均衡を図るため、条例を改正するものです。

具体的な改正内容につきましては、避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給について、手当の種類に「災害応急作業等手当」を加え、従事した日1日につき2,160円を超えない範囲で手当を支給するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第3号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第22 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第4号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第4号 行政機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市行政機構の見直しに伴い、部の再編など条例に所要の改正を行うものでございます。

行政機構の見直しの主な内容としましては、まず、現在総務部では、経営管理部門から企画部門まで幅広い範囲の業務を担っておりますが、より効率的、戦略的に業務を遂行するため、総務部から企画部門を切り離し、新たに企画部を創設いたします。また、総務部に行政区・自治会の在り方の検討や、頻発する自然災害への対処など、市民への安全・安心の取組

を強化するため、地域・防災課を新設するものです。

その他、所管課名の変更に伴う所要の改正など、3つの条例について改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。

この議案につきましては、通告がございますので、発言を許可いたします。

まず、12番瀬口健君をお願いします。

○12番（瀬口 健君）

議案第4号、行政機構の見直しについてお聞きをいたします。

今の総務部を、総務部と企画部に分け、総務部の中に地域・防災課を設けるということの理由は若干、今、受けておるところでございますが、この総務部、それと企画部に分けた新しい部の体系ですね、要するに、どういうふうな人数で、どういうふうな係があるとか、そういうことですね。それと業務内容もここには示してあるんですが、もうちょっと詳しく、企画部はどうだと、総務部はどうだということを教えていただきたいと思います。

それから、総務部を2つに分けるわけですから、今の総務部の人数、例えば、30名なら30名、これが2つに分けたことによって、その30名というのを増やすのか、増えているのか、減っているのかと。もし増えておるとすれば、その人員はどこの部局、どこの課からの配置転換かというようなことを教えていただきたいと。

それと、この見直しについては、以前から私、議会でも質問していたんですが、早期退職、この方たちの防止、これも含まっただけの機構の見直しかどうかと。こういうことは、最後の問題は当然見受けられないなというようなことで質問をいたします。早期退職防止の一つとしては機構改革等をやるというような発言がっておりますもんで、これがそれに相当するのかどうかというのをお聞きします。

また、これは後で古賀議員のほうから関連質問で出るようです、前もって言っておきますが。合併当時、部局制は廃止していくという方向があったと。これはどういうふうになっておるかというのは、後で関連で質問すると思いますので、よろしければ今のことを教えてください。お願いします。

こういったものは図表があれば分かりやすいんですよね。図表がないから、ちょっと私、分からんから質問しております。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

すみません、先ほど瀬口議員のほうから御指摘ありましたとおり、お手元のほうに今、組織・機構の見直しの体系表を配らせていただきましたので、まずこちらを先に御覧いただきたいと思います。

本表の左側、こちらが令和6年度の総務部の組織体制でございまして、総務部の中に総務課から統計調査課まで7課ございます。それぞれ係、または室を設置しておるところでございます。

次に、右側でございますけれども、令和7年度の組織体制としまして、赤書き部分が議案第4号で改正をお願いしております内容となります。

下半分を御覧いただきたいと思いますが、現在、総務部では人事、防災、秘書、財政から企画などまで幅広い範囲の業務を担っておりますが、より効率的に戦略的な業務遂行のため、総務部から企画部門であります企画振興課、総合政策課、契約検査課、統計調査課を移管して、新たに企画部を創設したいと考えておるところでございます。

続きまして、残りの総務部でございますが、行政区・自治会の在り方検討や頻発する自然災害への対応など、市民の安全・安心への取組を強化するため、地域・防災課を新設したいと考えております。具体には、総務課庶務法制係より行政区、防犯、交通安全などを切り離し、地域づくり係として配置するとともに、防災対策室を移管する考えでございます。

体系については以上が説明になります。

続いて、瀬口議員のほうからの御質問のほうに併せてお答えしたいと思います。

まず総務部でございますが、令和6年度49名体制であったものを、令和7年度につきましては総務部28名、そして企画部24名体制に変更したいと考えております。もともとの総務部と、今回2つに分けます合計の部分の差といたしましては3名ということになります。49名から52名という形になります。その3名についてはどこから人員を確保するのかというお話でございました。今年度の定年退職者でございます給食調理員さんが2名いらっしゃいます。

その2名の枠を今度は事務職のほうに変更する考えが一つ、もう一つは、今年度お話ししておりました、支所から1名ずつ引き揚げております。その1名の分、合計3名の部分を充てて対応をしておるところでございます。

一応体系と人数については以上でございまして、今回の機構改革につきまして、早期退職者、勧奨者の防止に当たるものかというような御質問をいただいておりますけれども、今、御説明した内容については、先ほど御説明しました効率化、そういったほうの話でございますが、今回、人員を総合政策課のほうの係のほうに1名増員させていただいています。昨年度も時間外の縮減のためということで、総務部の人事係、福祉課、地域包括支援センターなどに増員をさせていただきまして、時間外縮減を図るとともに、働きやすい職場環境づくりということでやらせていただいたところでございます。今回につきましても、今申し上げました係のほうに配置人員を増やしたり、そういう対応はやらせていただいております、早期退職の予防にもつながるという形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今、何か話を聞きよると、無理やり早期退職者防止というのに結びつけよるような感じもしますが、当然人数の増減によって、増えるところ、それから少なくなるころの業務はどうかという質問になるわけですね。要するに、この給食から2名、退職される方、この2名を減少する、給食の方を2名入れるんですか。それとも人数だけ2名なんですか。私が言うのは分かりますか。この2名を、人間を入れるのか。あと2名、この方のほかに、ほかから2名入れて、この方をどうするのかと。そういうふうな質問になるわけですね。言いよることは分かるでしょう。

そうすると、給食のほうは2名削減しても職場としては問題ない。支所もどこからか1名と言われておりますが、その支所も問題ないと。そういうふうな理解を私たちにしてくださいということでしょうけど、それで大丈夫ですかと、こういう聞き方になるわけですけど、どういうふうな話し合いになっているのか、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

まず、給食調理員のところでございますけれども、先ほども申しましたように、定年退職で2名の方が退職されると。その後、再任用として入っていただきますので、給食現場のほうについては減になるところではございません。ただ、その枠としてあった部分を事務職のほうに移管させていただくということでございます。

あと、支所につきましては、今年度の10月にお話をしておりました遠隔操作システムを高田支所、山川支所に導入して、一定の業務を本庁のほうに吸い上げるという形で、両支所から1名ずつ職員を引き揚げているところでございます。その部分の1名をこの1名のほうに充てるというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

大体この図を見てどういうふうな体系かというのが分かって、あとはその職場が説明のようによくいけばいいわけであって、そういう方向でぜひやっていただければというふうに思っております。

私のほうは以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですね。

次に、9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

事前通告しておりましたが、今回、行政機構の見直しの中で質問をさせていただきます。

このことについては、新たに企画部を総務部から分離して設置されるという条例の改正でございますが、このことについては、御案内のとおり昨年年第1回定例議会の中におきましても、今回の機構改革同様に、先ほど示されてある企画の中の分の機構改革をされたわけですね。昨年同様に、この3月定例議会の中で機構改革をなされたところでございます。そこに新たな総合政策課、企画振興課から分離して新たに総合政策課を設けられた。この提案理由でございますが、市長が昨年の施政方針の中でも、提案理由の中でも述べられておりますが、簡素で効率的な行政運営についてと提案理由を申されてあります。しかしながら、今年

度の機構改革も同じように簡素で効率的な行政運営と。2回連続、機構改革したこの所管の分について、1年たっていません。たたずに、また機構を見直すと。内容は部を新設するというので、多少違うかもしれませんが、今、この図面、示された中身を見ましても、業務内容は変わっていないんですよ。

そして、この理由でございますが、施政方針の中でも述べられてありますが、「本市が抱える課題を解決するためには、国、県との連携が非常に重要であると認識しております。『ワンヘルスのまち みやま』のためにも、より一層の連携、協力体制を構築してまいります。」と。「より効率的に業務を遂行するため、新たに総合政策課を設置し、企画振興課から移住・定住、ふるさと納税、シティプロモーション、公共交通対策を移管いたします。」という理由で見直しをされたということでございます。しかしながら、今回も内容的には同じ業務の中で、おっしゃってある簡素で効率的なというものは昨年されてあるんじゃないかという考えを私はお聞きしたいわけですね。

さらに述べますと、先ほどありました国、県との連携を図るということは、県から現に今、森田副市長がおいでいただいております。その連携を強化するために、副市長を県からお願いして、今、十分に務められていると私どもは評価しておりますが、じゃ、あと何が必要なのかという分ですね。昨年提案されて、簡素で効率的な行政運営ということで機構改革をされて、また同じく今年度も、1年も経過しない中で、同じく簡素で効率的な行政運営という分については、ちょっと私はなかなか難しいかなという分がありますが、もう一つ、簡素という言葉はスリムという言葉になるわけですね。しかしながら、これはスリム化になるのかなど。その理由はちょっと私には理解できないものですから、この提案理由、度重なる、昨年、今年も同じような簡素で効率的な行政運営で、1年経過しない中で、なぜこの機構の見直しがあるのか、改めて質問をしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

私のほうからお答えしたいと思います。

御指摘いただきましたとおり、昨年度は重点施策の推進、効率的で持続可能な組織体制の構築、そして時間外勤務の縮減を目指した行政機構改革の見直しを行わせていただきました。

企画振興課より、シティプロモーションや公共交通、ワンヘルスなど、市の重点施策推進

のために総合政策課を新設させていただきまして、その結果、全てにおいて効果があったとまでは言えませんが、公共交通においては、専門的な調査研究が図られたことで、みやま市地域公共交通計画どおりの進捗が見られております。

また、ワンヘルスでは、ワンヘルス楽校、インスタの開始など、新規取組につながっていると考えているところでございます。

時間外勤務の縮減につきましては、令和5年度の4月から本年1月までの企画振興課の総時間外の時間3,594時間であったものが、令和6年度の同月、企画振興課と総合政策課の合計時間1,600時間にまで縮減をしておるところでございます。また、そのほか、先ほど御説明しましたけれども、人事係、福祉課、地域包括支援センターについても、300時間から800時間の時間外縮減が図られております。

一方で、今年度上程しております企画部の新設につきましては、先ほどからの説明と重複しますが、多岐にわたっている総務部の所掌業務の中から企画部門を分離し、それぞれの部長がしっかりとハンドリングを行って行って、効率的に業務遂行を行っていくということでの考えでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

そしたらここで、質疑中でございますけれども、暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分に再開をいたします。

午後0時16分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

9番前原議員の質問でございますが、2問目に移っておりますけれども、先ほどお話があったのをちょっと説明してください。9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

先ほどちょっと議長にも前もってお話しさせていただいたんですが、先ほど私の1問目の質問、まだ記憶にあると思いますが、今回、市長が令和6年と7年の施政方針の中でこの機構改革を述べられたわけです。ですから、私はその理由をということで質問したと思いますが、答弁されたのは総務課長やったんですよね。中身を聞きますと、私の質問とは全く違うん

ですよ。と同時に、一つだけ言っておきます。

昨年の、私が言いました第1回の定例議会するとき、同じようにこの機構改革を出されていますよね。提案されました。そのときも同じようなんですよ。ここに会議録を私は持っていますが、瀬口議員がこの機構改革の質問をされてあるんですよ。そのときにおっしゃられてある分が、答弁については、市長が言うべきじゃなかろうけんということですよ。私はさっきの施政方針を尋ねたんですよ。施政方針の中の機構改革を私は尋ねたんですよ。それが1問目なんですよ。しかし、先ほどの——失礼、何を言っていたか分からんやっただけ、私はずっと最後まで聞いたんですが、私が尋ねた施政方針の中の機構改革の理由を言ってくださいというのがなかったから、私はあえてまたここで議長に申し入れておるんですが、1問目の答弁を私が質問しよった答弁にさせていただきたいと思っておりますが、議長、それでよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

前原議員の御質問にお答えします。

効率的業務のための機構改革かということの質問でよろしいですかね。（「令和6年と7年、同じ提案理由で、1年も経過しないのになぜこういうことになるんですかということ」を私は言っている」と呼ぶ者あり）分かりました。

すみません、ちょっと質問の分が時間経過しまして、把握ができていなくて申し訳ありません。昨年はワンヘルス総合推進室とか、それから、地域防災に力を入れるということでの分で機構改革を行ったわけですが、先ほど瀬口議員さんからの質問であったように、今回の機構改革につきましては、令和6年までの総務部の組織を御覧になっていただくと分かりますように、総務部が非常にたくさんの課を抱えておる。そして、対策室も増やしております。そういう部分を鑑みしましたときに、総務部の部長等の職務分担が非常に広範囲にわたって、かなり職務に対しての労力が割かれるんじゃないかと。それで、効率化するためには、やはりまた迅速に仕事を進めていく決定権等も考えるに、やはり総務部と企画部に分けたほうがいいんじゃないかなということで2つに分けるということを今回、御提案をさせていただいておるわけでございます。ましてや残業等も含めて負担が減るよということ考えてこのように策定をいたしました。（「去年との比較ば私は聞いております」と呼ぶ者

あり）文言の分ですね。それについては、誠に申し訳ございません。そういう意味で、簡素という部分であるかもしれませんが、私の見方としては、組織上、一つの部でたくさんの部長が持っている。それを簡素化するというのは、やはり分けたほうがいいというふうな感覚で簡素化というような意味で申し上げたつもりです。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

今そういった理由かなと思ってはいたんですが、先ほど言いますように、こういった機構改革というのは、今回、提案されている議決事項ですよ。慎重に検討して将来を見据えてするのが議案ですよ。1 年もしていない。十分これは業務内容から全て検討された上の令和 6 年の機構改革だったと私は思っているんですよ。先ほどワンヘルス総合推進室も設けられ、さっきおっしゃった学校とか、いろんなイベントも開催され、ああ、進んでいるなと思ったら、今度部を立ち上げると。じゃ、去年のは何だったのかという疑問があったから今ここで質問しているんですよ。ですから、先ほども言いますように、議案ですから審議するということではありますけど、さっき言いますように十分に検討されて将来を見据えたところの議案だと私どもは思っているんですよ。去年したから、今年変わったから、またしますということで通る話じゃないと思うんですよ。

もう一つ言いますが、部長をつくられたから、今回もさっき平川総務課長からの説明を聞きますと、部長、課長 2 名増えますね。係が 2 人増えるということは、係長が 2 名増えますね。そういう形になるとでしょう。役職としてですよ。（「係長は 1 名」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか、失礼しました。じゃ、3 名。さっきおっしゃった給食調理員さんとかを連れてくるから 3 名という分だろうというふうに、もう人数はどげんちゃよかばってんですよ。さっき言いよるように……（「すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

係長は増えません。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9番（前原武美君）

ああ、そうですか。それはもう私はそれを問うわけじゃなかです。

最近の行政の在り方、私もここにおった者として非常に言いにくいんですが、今日の施政方針も一緒ですが、職員さんが政策を練ってあるような、非常にそういった気がするんですよ。ですから、今度の部長さん、新しい部長さんが出られても、事務執行のための職員さんですね。でしょう、市長、職員さんというのは。いやいや、うんかただけでよかじゃん。当然、政策提案——政策決定はあくまでも市長ですよ。ですから、さっき言うように、部長さんが増えていけば、それなりに政策執行も事務的にはできると思いますが、最近見ますと、どうも職員さんに負担がいつているような気がします。今言いきるのは、それは私の言い分ですよ。ですから、そこら辺も十分考えられてということかなと。自分の補佐がということで据えられてあるかもしれませんが、職員さんというのは、あくまでも事務事業の執行者です。そこを十分理解されての分かなというふうに思っておりますが、まずは私が何回も言いますように、昨年の分が十分検討されて、二、三日で検討された話じゃないと思いますので、いろんな分、さっき上がった超勤とかいろんな分、職員配置も踏まえて昨年の機構改革であったろうと。それで、私は今までああいふワンヘルスを重点に市長が構えてある中でも進んでいるなと思った中で、さらにという分がちょっと理解できなかったもんですから、改めてこういう考え方を聞いておるんですが、逆に言いますと、今後出てくるかもしれません。昨年が国土調査が廃止になったのですかね。（発言する者あり）そういった部分が今後、企画部ですか、今言う新しいみやま市まちづくりで立ち上げられて、ある程度一定整理が出れば、そういった、さっきここでも言いましたように、簡素な行政運営というのはスリムですよ。その考え方は今後はあるかどうかを聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

当然簡素化はしていかないといけないと思っておりますが、現代の社会の情勢からして、いろんな災害とか、国からの政策とか、いろんな提案がございます。そういう中で、しっかりスリム化もしていかないといけないと思いつつも、いろんな社会的ニーズが増えてきております。

今回につきましてはワンヘルス、それから、私の公約でも言っております安全・安心なまちづくりでの地域防災に関して、しっかり取り組んでいかないといけないという思いもありまして、令和7年度は地域防災課をつくるような形で、合計、前の部分でいうと7課、これは8課になって、8課を一人で持つというのは非常に厳しいと。ですので、組織の形としては分かりやすく簡素化を、こういう形で4課を部長に持ってもらおうという形で考えて、執行部で考えて練ってつくり上げたものでございます。

昨年度分につきましても、議員おっしゃるように十分考えたのかと。十分考えたつもりでございましたけれども、やはり部長を1人増やすということについては、ちょっとその時点ではちゅうちょいたしました。ですが、この作業量とか見ましたときにも、残業量も見ましても、休日出勤見ましても、とても一人の部長では無理であるという判断の下、それから、課長さんたちの時間外勤務等も全部出してもらっております。その数値を見ても、一般職員の倍の時間勤務している状態が土日含めてあるわけです。ましてや総務課に関しては非常に、本人がおる前では言いにくいんですけど、総務課長等の月平均の時間を見るとちょっと驚くべきような数値なんです。ですから、組織としてもっとスリム化すべきではないかという意味です。だから、一人の管理職にたくさんのそういう責務の重責、たくさんの業務を担わせるというのはどうかなということで今回はこのような形でさせていただきました。ですから、昨年度までは、この部の部課長さんには非常に負担をかけて申し訳ないなという反省をしておるわけでございます。ですので、去年の分については、私はこの機構改革、十分じゃなかったなと反省をしているところでございます。

以上です。（「将来の……」と呼ぶ者あり）

すみません、将来については、瀬口議員からも言っておられますけれども、残業とか、そういう勤務時間縮減等も併せて職員の負担にならないようにしていかないといけないと思いますし、その面でのスリム化等も考えながら、仕事の分担等をしっかり図っていかなければならないと思っております。すみません、長くなりました。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

今度は3回目で、次の方がお持ちですので、はしょっていきますが、さっきおっしゃったように、市長は職員さんの負担になっていることはもう十分御理解のようです。特に管理職

の方は大変ですよ。じゃ、それを解消するのは何かと。部とか課をつくったからじゃないんですよ。政策上ですよ。政策上すればどう軽減されるか、これが一番だと思うんですよ。ですから、物じゃない、量じゃない、それだけ負担されて、日曜も休みもなく来てあるのを私も見ていますよ。大変と私も分かっております。ですから、それを軽減するのは、やはり上と考えて軽減してやらんなら、部をつくったから、課をつくったからいいわけじゃないんですよ。トータルは一緒ですから。ですから、さっき言いますように、スリム化という意味が私と市長のは違う意味ですけど、将来はそれも含めてということ言われたから私もいいんですが、要は今の現状を把握されてあるわけですから、超勤どうこうというのも常に言われている。しかしながら、管理職さんたちを見てくださいよ。大変なんですよ。私が言う前にもう御存じやろうと思うばってん。それを軽減するのは政策上ですよ。それ以外に何かありますか。もう職員さんを増やされんとでしょう。定数を増やせるのが一番いいんですけど、それで解消するとは限らんです。ですから、やはりそれは政策上にどういったふうに運営していけば業務の軽減になるか、そういった分を考えていただかんと、これはずっと繰り返になりますよ。スリムじゃない、じゃんじゃん肥大していきますよ。そこら辺を私は今回これを質問しよるわけですから、中身のどうこうじゃないんですよ。そこら辺、最後に、市長、そういった考えを持って執行に当たっていただきたいと思いますので、考え方を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

スリム化すべきところはきちんとスリム化して進めてまいりたいと思います。

以上です。（「職員さんに対しては」と呼ぶ者あり）

職員に対しては、当然残業等がないような職務内容をしっかり考えて進めていかないといけないと思っております。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

通告による質疑は御両名で終わりましたけれども、関連質問としてほかに。（「関連でよかですか」と呼ぶ者あり）8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

御指名でありますので。3町が合併しましたときの合併委員会の中の席に私もおりまして、

その中で部長制度の提案がありました。しかしながら、4万五、六千人の市で部長制まで必要かという意見が出まして、では当面、部長制をしくが、二、三年のうちにはなくすという議決がなされておりました。その後、私はまだ職員ですが、その後議員の中からも現場、最前線で働く職員が少ないと、行革によって少なくなったと。部長をなくせば最前線で働く職員が増えるじゃないかというような一般質問が二、三件出されております。その流れと、今年また部長が1人増えるということですから、そこら辺の整合性はどうなっているのか。頭でっかちで、最前線で仕事する職員が少なくなる。それでいいのかという疑問が、時間外、また今年も増えておるようではございますけれども、私の頭の中にあります。

また、何度も言いますが、部長が1人増えると。合併当時のやり方と違うから、それと、ほかにも国の機関として役職ばかり与えて頭でっかちで、現場で仕事をする職員が少なくなっておる団体といたしますか、そういう組織もありますので、そこら辺、どういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。歩のない勝負は負け将棋ということもあるそうですので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

過去、合併当時は部長職はなくせというような話があったということは、過去の質問等での分は拝見して分かっております。その分で部長を増やすということは頭でっかちになるんじゃないかなというような御質問だと思うんですけど、私は本市の庁議等で部長級で毎週1回庁議をしていろんな内容について話し合い、それぞれの部課で指示をして出してもらうようにしております。

それで、じゃ、その庁議等で、例えば、部長制をなくしたときに、今現在が33課ですかね。――すみません、30課（51ページで訂正）でございます。30人集めて庁議をやって指示を出す。30人という大人数でやっていくときに、なかなかそれぞれの課で朝からもいろんな業務が入ってくる。そういう分では、やはりちゃんとそれをきちんと伝えて指示をする組織づくりでないと、たくさん集まって会議をすると、なかなかまとまるものもまとまらないというふうに考えております。ですから、本市におきましては、私は部長制は必要だと考えておりますので、当面、私がおるときは部長制は維持していきたいと考えております。

なお、今回の部長を1名増やすことについては、先ほど前原議員さん、瀬口議員さんおつ

しゃったような部分がございまして、やはり中身がしっかり職務の遂行が素早くできるようということで半分ずつに分けたということでございますので、御理解ください。また、現場の職員に関しましては、人数についてはほぼ変わっておりませんので。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません、ちょっと発言の訂正をさせていただきます。

令和6年度が34課です。だから、34人集めて庁議せないかんということになってくるとちょっと会議が大変になると。だから、やはり部長制は私は必要だと思っております。すみません、数が間違えていました。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「そう言われるとそれまで」と呼ぶ者あり）よろしいですね。

ほかに。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私、二、三年前だったと思いますが、市長に今、みやま市はトップダウンですか、ボトムアップですかと聞いたことがあります。ボトムアップを期待しとるということの答弁やったんですよ。今度のみやま市行政機構の見直し、去年もしてあって今年でしょうが。組織の組立てが悪かったから見直しをしているんだろうと思います。この見直しについては、市長、トップダウンですか、ボトムアップですか、それだけお聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

ボトムアップのつもりでございます。当然、先ほども申し上げたように、仕事の量等も含めて、意見も聞いた上でこのようにしたほうがいいということで、当然意見も聞きながら最終決断は私がさせていただきました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ないようですから、なしということで進めさせていただき、これで質疑を終わります。

それでは、議案第4号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第23. 議案第5号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。山田市民部長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）（登壇）

議案第5号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した令和7年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改正するものでございます。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成しておりますので、各区分ごとに御説明をいたします。

まず、医療給付費分につきましては、所得割額の率を7.61%から7.74%に、被保険者均等割額を28,189円から29,194円に、世帯別平等割額を28,211円から29,293円に改めております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の率を3.01%から2.83%に、被保険者均等割額を10,919円から10,563円に、世帯別平等割額を10,928円から10,599円に改めております。

最後に、介護納付金分につきましては、所得割額の率を2.44%から2.35%に、被保険者均等割額を11,035円から10,750円に、世帯別平等割額を8,481円から8,236円に改めるものでございます。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等につきましても同様に改めるものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第24 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第6号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。堤教育部長お願いします。

○教育部長（堤 則勝君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第6号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、瀬高中学校と東山中学校の2中学校を統合し、新設校としてみやま中学校を設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

現在の2校を閉校し、新たな中学校を設置することから、別表第2の瀬高中学校及び東山中学校の項を統合しみやま中学校とし、学校の位置は、現在の瀬高中学校の住所であります瀬高町下庄1885番地とするものでございます。

また、統合後の校名につきましては、先月、1月7日の全員協議会において御報告いたしましたが、改めて校名決定の経過について御説明いたします。

校名の募集につきましては、昨年8月に設置した2校統合協議会において、約1か月にわたり広く市民に公募し、応募のあった90点の校名案の中から選定した後、12月に教育委員会へ答申いただきました。

これを受け、同月の教育委員会定例会において、校名を応募された方々の思いや統合協議会での御意見等を尊重しつつ、地域の特性、統合校の将来像、子供たちの成長への期待など、多様な視点から慎重に審議いただいた結果、みやま中学校とすることを決定いたしました。

なお、改正の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います、通告がありませんので、質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

議案第 6 号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第25 議案第 7 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第 7 号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第 7 号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、国の家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準が改正され、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する食事提供の特例の要件として、栄養士の配置等が求められておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日以降は、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合についても当該要件を満たすこととなることから、当該規定に管理栄養士を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 7 号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第26 議案第 8 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第 8 号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。木村環境経済部長お願いします。

○環境経済部長兼環境政策課長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第8号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、宿泊施設の設置事業者に対する奨励措置の拡充等を行い、指定区域内における宿泊施設の誘致を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、指定区域の拡張及び奨励措置の拡充が主なものでございます。指定区域につきましては、現行の規定に、市の都市計画に関する基本的な方針に掲げる沿道型商業地を追加し、宿泊施設の誘致を促進する区域を拡張いたしております。

また、奨励措置につきましては、現行で規定する固定資産税の5年間の課税免除に加えて、6年目から10年目までの間を税率2分の1の不均一課税とし、併せて指定区域内の均衡化を図るため、下水道使用料の減免規定を削除いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がございますので、発言を許可いたします。

まず、11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

これは産業建設委員会の所管でございますけど、市長は産建委員会には出席されませんので、ちょっと市長にお尋ねしたいということがありまして、今回質問をさせていただきます。

まず最初に、この条例の2条第4号の沿道型商業地について詳しく説明をお願いしたいと思っております。

後ほど図面をいただきたいというお願いをしようかと思ったら、もうタブレットに資料を入れていただいておりますので、皆さんもそれを見ながらでいいと思いますが、まずはその説明、沿道型商業地についての説明をお願いしたいと思っております。

それから、第10条の不均一課税についてということで、先ほど木村環境経済部長のお話にもありましたけれども、この不均一課税はどういったものか詳しく教えていただけないかと思っております。

それから、あと下水道は、これは何でしたっけ、減免規定を削除すると書いていますし、この条例そのものが令和17年3月31日までということでございましたので、そこはいいかと思っております。

それから、この条例が可決をされますと、4月1日に施行されるということなんですが、この宿泊施設の誘致の取組、議案が通った後、施行された後、こういった取組をされるのか、その辺を市長にお尋ねしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

荒巻議員さんからの質問の①、②については担当よりお答えをさせます。

3番目については、私のほうでお答えさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

荒巻議員の宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質問についてお答えいたします。

まず1点目ですけれども、第2条第4号の沿道型商業地についてですけれども、今、議長の許可を得ておりますので、添付資料がございます。タブレットのほうを御覧ください。

宿泊施設の誘致を促進する指定区域に、市の都市計画に関する基本的な方針に掲げる沿道型商業地を追加しております。沿道型商業地につきましては、瀬高地区では旧国道443号沿線、国道443号三橋瀬高バイパス沿線、国道209号沿線の一部が該当しております。高田地区では国道208号、209号の一部と都市計画道路江浦原線の一部が該当しております。山川地区では山川支所周辺の国道443号バイパス沿線と旧国道443号沿線の一部が該当しております。

本条例の適用を受ける宿泊施設の立地区域について、現行では都市計画法で指定された商業地域及び近隣商業地域に限定します。——失礼いたしました。図面の中でいいますと、色でいいますと、ピンク色のところがございます。ちょっと図面で見ると分かりにくいんですが、ピンク色のところになるところがございます。

続けさせていただきます。

みやま市の将来の土地利用等の方向性を定めた都市計画マスタープランに基づき、生活利便性を高める商業施設等の立地を促進する沿道型商業地を追加しています。

それから、不均一課税ですけども、条例により一般の税率と異なる税率で課税することを申します。

すみません、2番目でしたね、2つ目の質問の第10条不均一課税についてですけども、奨励措置の一つであります固定資産税の課税免除につきましては、現行で規定する5年間の課税免除に加えて、6年目から10年目までの間を税率2分の1の不均一課税として奨励措置を拡充いたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

そうすると、今の固定資産税のやつは5年間の減免と。その後の5年間、6年目から10年目も2分の1でいいよということは、今までよりも何というんですか、内容がよくなったということですよ。

そして、今度は第4条の今の固定資産税は(2)なんですね。(3)が下水道使用料、これはなくなつたと。後ほど何か瀬口議員も通告してありますので、そこはもう触れませんが、4番の水道料金の減免、それから、5番目の建築費等補助金の交付、これは改正に入っていないので、それはそのまま活用するということですよね。それでいきますと、この建築費等補助金の交付なんですが、この中に、これは市長が認める経費の100分の20、2割ですね、2割相当の額を交付することができる。ただ、その総額は150,000千円を限度とするというふうに5番目にあるんですが、この建築費及び用地取得のところなんですけど、建築費は基礎から立ち上げていくと建築費、ただ、用地取得という言葉でいくと、用地を買収するというふうに取りられるんでしょうけど、今なかなか用地買収をやって買って建てるというようなことじゃなくて、借地でよくやっているんじゃないかと思うんですが、この場合の建設費及び用地取得ですね。まず、用地取得についてはそうやって家賃で貸すことも該当するのかしらないのか、それと、この建設費もですけど、基礎を造って立ち上げるやつと、今何ですか、コンテナホテル、コンテナをホテルにして、それをそのまま置いていくみたいな簡単なコンテナホテルと、もうググってもらいたいって出てくるんですが、それも誘致するときに、この条例が該当するのかしらないのか、その辺を担当のほうには聞きたいんですけど。

それと、市長にはさっき言ったように、3つ目のお話と、この条例をつくる目的ですね。

当然みやま市にホテルがないからということなんでしょうけど、それも含めて、まず目的をどのように思ってこの条例を提案されてあるのか。

それと、ホテルを造るということで誘致を進める話なんですけど、まず、みやま市にどれぐらいの需要があるのかという調査をしないと分からないと思うんですけど、その調査をする気持ちがあるのか。予算に入っていればしませんが、ありがたい話なんですけど、予算に入っていなかったら、そういった調査をしないと、多分よそに行って、うちはホテルがないんですよと言ったって通用しないじゃないですか。いやいや、市長どれぐらい足りないんですかと言われたときに、いや、1日100室は足りないとか、1,000室が足りないとか、何かそういうものを具体的に調査をして、資料としてつくり上げてホテル誘致に進んでいてもらいたいなと思うんですけど、その調査をする意向があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長に先に尋ねられるですか、先ほど聞かないかんやったらうけど（「どっちからでもいいです。さっきの建築費と用地費の話において」と呼ぶ者あり）

そしたら、相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

まず、用地取得費につきましてですけれども、用地取得費につきましては、土地を取得した場合を規定しておりますので、土地の賃借は該当しないということになります。

それから、コンテナホテルですけれども、旅館業法第2条第5項に規定する部分に該当すれば、この条例に該当するかと思います。（60ページで訂正）

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

ホテルをなぜ誘致するのかという部分でございますけれども、本市にはもう御承知のとおり、宿泊施設は清水山荘だけしかございません。どれだけの需要があるかということに関しましては、はっきり把握しませんので、これからしっかり調査をしないといけないなという思いはあります。ただ、みやま市にいろいろおいでになる方に聞きますと、みやま市は泊まる場所がないと。今のところいろんな講師の先生とかいろんな方に聞くんですけど、ほとんどお泊りは柳川市のルートインとかが多うございまして、あと筑後市にある駅前のホテル、みやま市にはないので、将来、みやま市は2年後にはワンヘルスセンター等ができますので、

それが開設されましたら、いろんな研究者であり、また、各大学からの学生等の派遣とか、いろんな企業、特にワンヘルスに関するような企業、薬品会社でありますとか、それ以外、いろんな実験機材とか、また、海外からはそういういろんな調査というか、研究した調査の意見交換等にお見えになる、大学から等もお見えになる、そういうことを含めると、みやま市内にホテルがあるほうが、そういう方たちに対しても非常に利便性も高いし、また、みやま市の交流人口も増えるということで、ぜひともホテルは欲しいと思ひまして、こういう条例を出させていただいているわけです。私もこの条例が通りましたら積極的に動いて、トップセールスで動いてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

まず、相地商工観光課長、用地取得は、取得以外は駄目ということですね。それと、あと建築費については、何だっけ、何とか業法、建設じゃなくて観光何とか業、それをクリアすればいいということですよ。あとの用地についても、先ほど言うように用地買収してやる場所はあんまりないので、賃貸でも該当するようなことをこれから先で結構ですので、そこはぜひ検討してもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、市長おっしゃったように、柳川のルートインの話が出ましたが、実は柳川のルートインを造る前も柳川市さんも調査していますけど、ちょっとその資料はないんですが、大牟田に今、イオンの横にまたルートインさんが230室ぐらいのホテルを造っていますね。そこは大牟田市さんはちゃんと市内、市外を含めて市場調査をしているんですよ。そして、年間に約3万9,000人分の宿泊施設が足りないという調査を踏まえた上で、そのホテル誘致を進めているということなので、まずこの調査をやらないとワンヘルスセンターで、今から令和9年に出来上がるんでしょうけど、どれだけ足りないかというのはまず皆さん方が知っておかないと、ホテルはないから来てくださいばかりでは迫力がないなと思いますので、調査を最後にやるかやらないかをはっきり御答弁をいただきたいなというふうには思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員さんのおっしゃるとおりだと思います。しっかり調査をさせていただきます。（発言する者あり）それは新年度になってすぐ始めさせていただきたいと思います。（発言する者あり）まだ上がっていない。じゃ、また予算を上げてからやります。（「何か相地商工観光課長発言がございませんでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

すみません、ちょっと先ほど条例の関係で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

先ほど旅館業法第2条第5項と申し上げましたが、旅館業法第2条を規定にするホテル営業及び旅館営業になります。それで、その後、流れといたしましては、みやま市宿泊施設立地審査委員会のほうにかける形になっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

そしたら続きまして、12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

詳しゅう聞きなさったけん、私は何ば言わやんやつかと困っておりますが、今答えていただいた分についてはちょっと削除して、宿泊施設の件については、こういう可能地域、宿泊施設を建設するという用地を拡大するということはそれはよかごとでしょうけど、どこでんかんでん拡大したっちゃね。ほいけん、ホテルを誘致するとにホテルの建設される方たちはまずそこが、何か今話がありよりましたように、それくらいの価値のある場所かと、これが第一番でしょうけんね。損することはしなさんということで慎重にされるだろうと思う中で、拡充された地域を見ますと、これは下水道料金の削除とかなんかいろいろありますが、建設をするに当たっては、公共下水道地域というのは重大なもんじゃろうと思っております。公共下水道がなかところにあんまりホテルは持ってきなさんとやなかやつかと。企業もそげんでしょう。大体あそこら辺に企業ができたですけど、相当な覚悟やったろうと思うんですよ。公共下水道があれば心配することは要らんですもんね。

それで、こういうホテルも、公共下水道があるととないとでは相当な何というか、判断材

料になると思うんですよ。そういうことが一つあるのと、せっかく用地、用地ち言いなさり
よるばってん、この用地拡大をするに当たって、廃校になった小学校あたりの地域というの
はここの中に入っとるですかね。一番手っ取り早かつは小学校の廃校跡地ですよ。新しゅう
買わんちゃよか、それ相当の広さはある。それで、地域でいろんな山間地域とかは、その地
域地域で宿泊施設をしょんなさるところもあると。ここら辺の3万何千人の規模の中に宿泊
施設、どげなつば描いてこういふことをしょんなさるかというのがちょっと私にはようと
見えんし、そこら辺が重要になってきやせんかと思います。

それと、今、ワンヘルスセンターのことを市長が言いよんなさったけれども、私もこのワ
ンヘルスセンターの将来の事業を見込んでの今回の議案第8号なのかというのをちょっとお
聞きしたかったですけど。当然、今、市長が言いよんなさるけんが、それに関連しての議
案第8号の提案ということだと思いますけど、何となくぼやっとしか浮かんでこんですたいね。
荒巻議員さんも今おっしゃったように、バックの調査、いろんなかれこれが少ないと。そう
いうことをしっかりやっとかんと、その前の同じような経過をたどらなきゃいかんというよ
うなことになろうと思うんですが、ワンヘルスセンターにおいても、まだまだ県の方向性
というのははっきり分かっとらんですたいね。それはワンヘルスセンターという定義は分か
りますけど、どげんしていくのかというのがよう分かっとらんと。そういう中で、みやま市と
してはこういうこともしておりますよというようなことは確かによかことじゃろうと思いま
すけど、そこら辺もワンヘルスを見込んでの提案だったら、もうちょっとそこら辺も検討の
協議が必要じゃなかなというふうに思いますが、今申し上げたように、せっかく下水道料
金の云々がありながら、これを削除して均一化を図るということでしょうけど、そんなこと
で、そこを重点的に私はしなさったがよかつちやなかつかなというふうに思っております。

それと、小学校の跡地の問題ですね。それから、やっぱり観光地域ですよ。みやまで言う
なら女山清水、今のところそういうところしかなかごたっけんですね。その後、筑後公園が
出てきていろんな展開になってきたわけですけど、その間に、一方的にべらべらしゃべりま
すが、ホテル誘致の場所が一応駄目になったですたいね。その間、今どっかに貸してあんな
るでしょう。その間、野球のソフトバンクホークス、あそこの寮を建てるということで、相
当見つけよるという情報を私、提供したと思うんですよ。それもほとんどあんまり動きなさ
らんやったですもんね。そういう情報を御存じですか。（発言する者あり）ですね。よか場
所やったですよ。それで、最終的にはあそこの敷地内に造ると。何でかという、4軍か、

4軍というと失礼かですね。そういう方たち、育成選手を多数取りましたもので、寮が足らんということで地域を見つけよったわけでしたいね。それは私は提供したと思うんですよ。ばってん、何も動きのなかけん、よかつかなと思うとったですけどね。そういうふうなことで、何かチャンスがあればどしどし動いてもらわにやいかんというのを、せっかくこういうことをされるのであれば、それは特に言っておきたいと思いますけどね。

それから、今さっき言いました公共下水道の地域内、小学校の跡地問題、十分に考えての今からの仕事、企業誘致とか、ホテル誘致とか、そういうのに邁進してもらいたいと思っておりますが、私が言った、そういった候補地はどうお考えでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

これは市長答弁でしょう。（「どっちでんよかですよ」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

まず、下水道使用料の減免をなぜ削除したかという部分ですけれども、下水道使用料の減免規定につきましては、現行の規定において下水道区域外である高田地区は適用できないこと、また、今回の指定区域の拡張に伴いまして、瀬高地区の国道443号三橋瀬高バイパス沿線、高田地区、山川地区の全区域に対して適用できないことから、指定区域内の奨励措置の均衡化を図るため、当該減免規定を削除いたしております。

一方で、これに代わるものといたしまして、今回、固定資産税の6年目以降の5年間における税率2分の1の不均一課税を新たに規定し、奨励措置の拡充を図っているものでございます。

それから、あと廃校跡地の関係ですけれども、今ちょっと私、頭の中で考えた廃校の中では、適用できるところが、該当するところはないのかなと。

考えられるのは、上庄小学校跡地は考えられるんですけども、あそこら辺ちょっと住宅地にもなっておりますので、建てるのに対していろんな規制がかかってくるかとは思いますが。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

それで、こういう地域を、該当するような地域を拡大していくためには、そういうことが

必要じゃないですかと私は言いよるわけですよ。公共下水道地域があるところは判断材料の大きな一つの分かれ道と私は思っております。ですから、下水道がないところが、それはそれでまた別の代替の条件なりなんかつけていけばそれで済むことだろうと。ホテルを誘致するために地域を広げていきたいんでしょう。だから、そういうふうなことをちょっと考えたらいいいじゃないですか。

それと、小学校の廃校跡、こういったのを何かでその地域に該当するようなことはできないですか。全くもうできん。調査して全くこういうのは該当するに足らんと。絶対そうなのかどうなのかなんですよ。そういうこともひとつやっていったらどうでしょうかという、こっちから議案第8号に対する提案、せっかく部長が手を挙げよるけんがら、どげんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長兼環境政策課長。

○環境経済部長兼環境政策課長（木村勝幸君）

今回の条例改正の一番のポイントは、今までの条例が長田地区に限定したホテル誘致を進めるための条例であったといったところで、今後、ワンヘルスセンターとかできて整備されるという中で、もっと広域に、それから、柳川にもインバウンドとかが、今の外国の観光客が来てあって、なかなか宿が取れないとかという話も聞いたりします。そういった部分を何とかみやま市で受け入れられないかといったところで、広く地域幹線道路周辺までホテルが立地したら、そこには支援をしていきたいというふうな思いで今回の条例改正を行ったところでございます。議員さんおっしゃるように、公共下水道があるところが当然宿泊施設としては立地を検討される場所になる可能性は高くなるのかなというふうにも思いますが、そういった視点で、みやま市の幹線道路沿いになるだけ来られるような、そこそこの宿泊施設の思いで立地できるような条例をつくって支援していきたいというふうな思いで改正をしております。

ただ、おっしゃるように下水道、それから、下水道がないところについては合併処理浄化槽とか整備をして造られることになろうかというふうには思ったんですが、そこをなかなか同じ基準で補助するというのが難しかったために、今回、期間を延ばすことで、固定資産税をあと5年間、2分の1ではありますが、減免するような形で均衡化を図りたいというふうな趣旨での今回の条例改正になっておりますので、議員さんおっしゃるような部分について、

今後、例えば、学校跡地とかにホテルを立地したいというふうな話が具体的にできたりするケースがあれば、そういった部分に関しての支援等も今後検討はしていく必要があろうかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

荒巻議員さんが言われたように、いろんなことを調査しながら、それと、受入れやすいようにできるだけ条件が何がいいかというようなこと、それから、みやま市の地形、そういうのを全部調査せんと、こういうふうな大型の問題はちょっと簡単にいかんじやろうと。そういうことで、こういう議案第8号のような提案をされるならば、もうちょっとしっかり調査をせんかと。いろんな受入れ体制を広くできるように、そういうことをお願いしたいと思っております。

以上でございます。よかですかね。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さん御意見ありがとうございます。議員、また、荒巻議員の御意見等も賜りながら、これからはしっかり進めてまいりたいと思います。

私が考えております今の時点では、本当に大型のホテルということではなくて、やはりビジネスホテル的な部分で考えておるわけでございます。そういう部分で、443号バイパス等も非常に車の通りも多いし、ビジネスの方たちもおられるし、柳川の観光とかを含めてしっかりそこは調査をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。また今後とも御指導ください。

○議長（牛嶋利三君）

以上で瀬口議員、荒巻議員は終わりましたので、関連として中尾議員どうぞ。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

議案第8号の宿泊施設の誘致についてということではちょっと少し離れるかもしれませんが

けれども、宿泊施設ということで清水山荘ですね、今、市長がビジネスホテルぐらいのということでホテルを考えているということでしたけれども、今、清水山荘はきちんと申し込めば食事もできますし、安価で泊まれるので、ビジネスホテルぐらいの値段で泊まります。ただし、あの山の中ですので、もっと利用しやすくするためには、やはり足の確保とか、そういうものが非常に大切になってくると思うんです。そういう部分をもし考えていただければ、もっともっと——今、うちには何もないよね、泊まる場所がないよねというよりも清水山荘が利用できるの、そこをもう少しアピールしていただければ、ビジネスホテルのつなぎにでもなるのじゃないのかなということ言わせていただきます。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

中尾議員ありがとうございます。当然、清水山荘の活性化というのはしっかり考えていかないといけないと思っておりますので、今、議員がおっしゃったような部分で、もっともっとアピールをしていくべきだと思っております。ありがとうございます。（「交通、足の問題」と呼ぶ者あり）それも含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

あくまで議案の分についてお聞きしたいというふうに思います。

今回、議案が提案されておりましたけれども、今までの回答等を含めて聞いた中でいけば、私、これをぱっと見たときに、何か改めてどこかホテルから相談かなんかあったのかなと。だから、この条例改正を入れるのかなということでありましたけれども、ちょっと今いろんな回答を聞く中でいけば、この条例を見れば、これができたのが平成27年にできております。この適用が5年間ということで平成32年に建設されたところについての条例適用だったということが書いてあります。ただ、それが今の現状でいけばそぐわない。だから、条例を改正して、改めてホテル等の誘致をやりたいと。それについては先ほど部長が言われた5年間ではなくて、これをあと5年延ばして10年間にするというようなことだったろうというふうに思います。

ただ、ちょっとその中で、いろんな分で皆さんの意見等もありましたけれども、やはりも

うちちょっと何か具体的なところがあつてからのほうがよかったのかなと。ただ、なぜ今の時期にこの宿泊施設の誘致に関する条例というのが提案されたのかなと。この適用が平成32年までの建設だったので、今度が令和6年度なんですよ。この間なかったんですよ。何でもこれに全然目をつけて今の時期になったのかなということだけをちょっとお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお聞かせしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

前の船小屋の新船小屋のところのホテル誘致はうまくいきませんでした。なぜ平成32年というか、令和2年になりますかね、そのところまでの条例で終わったわけですけど、その後動かなかったかということですが、なかなかホテルに関してのお話がありませんでした。ですが、今回、ワンヘルスセンターができるということ、そして、この地域にもおいでになる方たちにみやま市には泊まる場所がないという話を伺うこと、また、大牟田市にはルートインの大型のホテルが誘致されますけど、本市にもワンヘルスセンターもできますし、443号バイパスもたくさんの車が走っておりますし、筑後市に行きますと、また、八女市に行きますと安価なホテルが国道沿いにございます。そういうビジネスホテル、また、阿蘇の入り口にもございます。至るところにそういう安価なビジネスホテルがございます。そういう部分が、みやま市にもこれだけ車が通っていて、ビジネスのお客さんがあるのではないかと。また、柳川から回ってこられる観光客の方等も合わせて、みやま市にはそういうすばらしい高いホテルではなくて、安価なビジネスホテル的なところでもいいから、ぜひ宿泊施設が欲しいということで誘致したいと考えて、今回提案させていただいておるわけでございます。

今のところ、ここに出てきたいというホテルはまだございませんので、こちらから誘致活動をするということになっていくと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに関連質問として何か質問ございませんか。中島議員ないですか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

なければ、これで質疑を終わりたいと思います。

議案第 8 号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は 2 時 55 分から再開したいと思います。

午後 2 時 42 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

日程第 27 議案第 9 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 27. 議案第 9 号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。甲斐田建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第 9 号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市定住促進住宅山川団地の共益費及び駐車場使用料の徴収について、日割計算時の端数処理を改めるため、条例を改正するものでございます。

現行の条例において、みやま市定住促進住宅山川団地の駐車場使用料の日割計算は端数処理が 100 円未満切捨てとなっており、1 日だけ使用した場合に使用料の請求ができず、みやま市営住宅の駐車場使用料の徴収料金との整合が取れない状況でございます。このため、定住促進住宅の共益費及び駐車場使用料について、みやま市営住宅の端数処理方法に合わせるため、改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 9 号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 28 議案第 10 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第10号 みやま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の改正に伴い、条例中で引用しております地方自治法の条文が繰り下がるため、条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、改正法の公布の日から2年6月を超えない範囲で政令で定められるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日としております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第29 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

議案第11号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、水道法施行令の改正により、条例で定めている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改める必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道等に関する実務経験を含めるほか、学歴及び学科要件に土木工学科や土木科以外の課程の追加、また、小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直し

等を行うものであります。

また、水道法施行規則で定めている資格要件について、これまで、みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程で定めていた内容につきましても、今回、併せて条例に定めることとしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第30 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

議案第12号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下水道法施行令の改正に伴い、条例中で引用しております文言について改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、公共下水道または流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところについて、今般、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことにより、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、基準を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第31 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

議案第13号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、浄化槽設置に係る手続の効率化を図るため、条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、申請手続が煩雑であるとの声が寄せられている工事計画の作成等において、重複している手続の見直しを行うため、工事計画に関する規定を削るとともに、浄化槽の設置及び管理に必要な限度で土地に立ち入ることや、浄化槽設置期間における土地の無償使用に関する規定の新設をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第32 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。議案第14号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに「35年以上」の区分を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第33 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、提案理由の説明を求めます。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、規約の改正が必要になりましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第34 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。木村環境経済部長兼環境政策課長お願いします。

○環境経済部長兼環境政策課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第16号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年臨時第1回市議会にて可決いただきました産業団地造成工事(一工区)につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容といたしましては、建設発生土の受入れ土量が減少したことに伴い、購入土を増量する必要が生じたこと、また、防火水槽の設置部において、地下水の湧水対策として地盤改良を実施する必要が生じたこと等により、請負金額を18,641,700円増額し、総額402,953,100円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書及び変更箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

この議案につきましては通告がっておりますけれども、次の議案第17号との関連がございますので、議案第17号の提案理由説明後に質疑を行うことといたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これで質疑を終わります。

議案第16号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第35 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第35. 議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。再び木村環境経済部長兼環境政策課長お願いします。

○環境経済部長兼環境政策課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年臨時第1回市議会にて可決いただきました産業団地造成工事(二工区)につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでござ

ざいます。

変更契約の内容といたしましては、建設発生土の受入れ土量が減少したことに伴い、購入土を増量する必要が生じたこと、また、資材運搬車両の混雑による事故を防止する観点から、交通誘導員を配置したこと等により、請負金額を18,422,800円増額し、総額292,372,300円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書及び変更箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がありますので、発言を許可いたします。9番前原武美君をお願いします。

○9番（前原武美君）

議案第16号、17号、共通しますので、議長に申し入れて、一緒に質疑とさせていただきます。

これは前もって通告いたしておりました案件についてお尋ねをしたいと思うんですが、今回の変更の中で、内訳書はここに頂いているんですが、明細がないものですから分かりません。それで、今まで何回か説明を受けておりますが、あえて契約変更の議決ということで、ここで再度聞かせていただきたいと思います。

4点ございまして、まず先ほど変更理由を述べられました盛土材の変更でございます。当初の議決のときに説明された内容から変わりまして、新たに不足するという事で大幅な増額になっておるところでございます。

これについては、当初の説明は国から無料でいただくということでなされておったんですが、それを議会に説明されて、経費削減に努力されたということで我々も理解して議決を行ったんですが、その途中で、なぜか違うのが入っているということで疑問して説明を受けたところ、国から途中でもらえなくなったと、そういった説明があつて購入せざるを得ないということですが、基本的にこういった計画をされたときには、当然ながら相手さんの現物を見られ、そして、現地にそぐわないという話にはならないと思うんですよ。じゃ、どういう土があるのか見に行かれて、どれくらいの量なのか、そして、我が現場に合うのかどうか

条件を整備されて、協議された上で、大丈夫だから設計を上げられて、経費削減の努力をされたと私は思っておったんですよ。

ところが、さっき部長の説明のとおりでございまして、合わなかったからという部分がなぜなのかと。こういった大型事業をするときには、小さい仕事も一緒ですが、当然ながら事前に調査するわけですね。それが整ってから設計に上げてやるものと我々は思っておったわけですね。しかしながら、それじゃなかったという分について、なぜなのかは、ここでまた再度、今の部分とこの内訳書で理解できませんので、そこら辺をお願いしたいと思います。

それと、この中で、表土の積込みということで以前説明を受けて、当然ながら、表土を造成するためには不要ですから持ち出すという中で、持ち出された中で、これを市外に持ち出されたというふうに説明を受けていたんですよ。

皆さん御存じだろう公共工事の中で、例えば、農地とかを仮設で使ったときには、必ずそこには不足土が出るんですよ。それはこういった大型の表土が出るときは、皆さん欲しいんですよ。市内には施工業者さんが物すごくおられる中で、大変苦勞されてあるんですよ。金を出して購入して現場に復旧したりされてあるんですよ。それを聞いてみると市外に出してあるということで、あえてここで聞きたいんですが、市内の業者の方たちに打診があったのか。それで要らないということやったから市外に出したというなら私も理解できます。

しかし、大変、今の市内の業者さん、市外どこでも一緒ですが、こういった良質な表土は欲しいんですよ。そういった分を、そういった打診をされて、結果、もらい手がないから市外に行ったということなら私も理解しますが、そこら辺の説明をひとつお願いします。

それと、仮設防災費でここに何百万円か上がっておるんですが、基本的に産業団地の造成地は1か所ですね。ただ、発注状況で、市内業者育成の中で2本に分割して発注された。しかし、現場は1か所なんですよ。ということは、今言います仮設防災費の中で交通誘導員さんを新たに増額されてありますが、工事箇所1か所なら出入口は1か所でいいんですよ。この内訳書を見ますと、両業者さんに増額されてある。皆さん見てあるかどうか分かりません。どこでんこういうこと大型事業がありますよね。国とかがされてある。その中に、1か所工事の中に5社、6社とか連携して施工されてあつとですよ。それは、国道か県道、また市道から入っていかれるところには、誘導員さんは1人なんですよ。それは、5社なら5社に誘導員さんの設計はされていないんですよ。代表1社にしてあるわけですよ。これも一緒と思うんです。1か所でしょう。ただ、今言うごと地元業者の方の育成ということで2分割さ

れてあるばってん、現場は1か所やん。なぜ2か所、2社にそういった誘導を見らにやいかんのかと、もともとこれは当初の仕様書には上げていなかったんじゃないんですか。だから増額になったと思うんですよね。一般的にこれは一般競争入札やったんですかね。そのときに仕様書を提示されてありますよね。それを見積もるときには質問が出るはずなんですよ、誘導員が計上されていないとか。しかしながら、当初の契約議決では、そういった部分がなくしてされてあるということはなぜなのか。当然、質問が出るはずですよ。出なかったというふうに私は解釈しております。

それと、この誘導員に対しては、当初なかったにしろ、今おっしゃったように、国から来るのが来んごつなつたけん購入せにやいかんと。そのために誘導員を設置したということは分かりますが、じゃ、当初から設計がなかったのを途中でされたのは、どこから要請があったのか。身近に見えるのは県道から、インターの前は県道ですから、県道の道路管理者の条件か、警察の条件かなら私は分かります。これはどこからの要請なのかを聞かせていただきたいと思います。

それと最後に、この事業を私は待つとって、昨日も今日も見に行きましたが、立派に出来上がっております。喜ばしいことです。27日ですか、協定を結ばれるんですね。よかったなという気持ちは持っていますが、これは別です。こういった分で経費削減、こういった分にこういった努力をされてあるのかを教えていただく、この4点をまず教えていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

前原議員の御質問につきまして、1つずつ説明いたします。

まず、盛土材についてでございますけれども、建設発生土の受入れに当たりましては、相手方の受入れ基準を示し、それに基づいて土質試験の実施を求めています。試験の結果、受入れ基準を満足することが示されましたので、基準を超える粒径の礫が混入することを想定できていなかったところでございます。今となりましては、土質試験は一部のサンプルを採取の上、実施されますので、建設発生土の全体を把握するため、特に粒径につきましては事前に現場を確認しておくべきだったと反省いたしております。粒径の大きさを基準内にそろえるため、ふるいにかけてもらった結果、受入れ土量が減少したものでございます。

次に、表土積込み運搬でございます。

造成工事に着手するため、限られた期間内に現場内の表土を処分する必要がありましたので、公共事業の用に供する他の自治体へ譲渡しております。これによりまして、表土の処分費が削減されております。譲渡先であります東峰村、それと福岡県水系事務所に対しましては、現場での積込み作業を本市で計上しておりますので、運搬費と処分費の軽減につながっております。また、最終的に残った一部表土につきましては、柳川市へ譲渡しております。本市が積込みと運搬費を計上し、柳川市へ運搬しておりますので、これにより表土の処分費が削減されております。産業団地の周辺に表土を仮置きする場所があれば、そこへ全ての表土を搬出し売却することも考えられますが、そういう土場がなかったことから、限られた期間内で表土を処分し、併せて経費を削減するため、近隣自治体へ譲渡したものでございます。

引き続きまして、仮設防災工でございますが、当初設計において交通誘導員の配置がないことに対し、入札時に質問はあっていないところでございます。

国から建設発生土を受け入れた２月末までは、国が交通誘導員を配置しております。２月中旬には地元行政区長へ造成工事の説明を行っております。その中で、工事車両は県道から進入すること、また、車両の通行が多くなる時期に交通誘導員を配置すること等協議を整えましたことから、工事請負業者に対して、本市から交通誘導員の配置を指示したものでございます。資材運搬車両の混雑による事故を防止する観点から、当初設計に計上しておくべきだったと反省しております。

最後に、経費削減の効果ですけれども、盛土材の変更によりまして経費を抑えることができたんですけれども、発生土の土量が少なかったため、結果的に経費が増えることとなってしまいました。

以上でございます。（「２番の業界へは」と呼ぶ者あり）

失礼しました。２番の市内の業者へ打診したのかについては、打診はいたしておりません。

○議長（牛嶋利三君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

想定ということで公共事業をやってもらっても困るんですよ。これはコンサルさんも入っておりますよね。そういった中で、想定とかを実施するわけですから、予算を組むとならないですよ。予算を組んだら面積で坪当たり幾らとかでいいばってん、実施ですよ。実施し

て、いろんな検討されて議会に上げてあったわけですから、もうそこまで整うておかなわけやん。想定で設計を上げられたらたまらんですよ。それで、ほかに今度は請け負った業者さんとか、いろんなところに御迷惑かかっと思うんですよ、変更とかいろんな部分ですね。まして国はさっきおっしゃったように、私も見よったんですが、国が持ってきてあるときはガードマンをつけてあったわけですよ、国の費用で。土も駄目になった、交通整理も駄目になった、全部市が抱えやんごとなった、だから、結果がここですよ。でしょう。

十分、さっき議案第4号のときも言うたばってん、事前にちゃんと調査をして、だからこうだということが、こういった実施するときには、執行するときこそまでして、一定我々はそれを理解して議決したんですよ。でしょう。予算と違うわけやん。執行しとってやん。それで議決しとるわけですよ。

それで、途中も、おたくたち説明がなかったけん議会が説明を求めたでしょうが。変な言い方しますが、前も言ったことがあります、こういったふうに事業を認めて進められたとに対して、後でずっと変更が出てくる。1回認めたら、後は事業はやめられんもんやけん、ずっと次から次に認めていかやん。いつの間にかばさら増えとる。こういったものが後出しじゃんけんという言い方ですたい。最初認めると最後まで認めやん。そういった意味で、ちゃんと調べてくださいよということでコンサルさんの費用まで見てやっとなるでしょう、基準を設けて。それを想定とか話はないと思うばってん。

それと、さっきおっしゃった業界で処理するためによそにやった。業界になし聞かれんやったですか。欲しいと言われてあるとですよ。自分で機械持って行って、自分げで。ただですよ、佐賀辺りは売りよったですよ、逆にですね。これは。今でもいいですよ、聞かれてんですか、業界の方に。機械持って行って、自分げででん欲しいち言われる。業界の方は土場は持ってあつとですよ。市で土場を用意せんちゃよかつちやん。そういったことも、やっぱりそういうコンサルさんがちゃんとついてあるならば、そこら辺も的確に指導を受けてしていかなとですね。

それと、3番目の交通誘導員ばってんがら、あれは土砂搬入、購入土の搬入のときだけですかね、誘導員さんをつけられたやつは。うんにゃ、これは俺は座るとでけんけんがら、そこにきの答えがなかったけんばってん。

よかです。私もいろいろ調べてみました。こういった現場も、私は国の仕事をずっと見に行きよるけんですね。やはり土砂搬入時は誘導員さんがおんなはつとですよ。それで地元

も説明したちおっしゃった。搬入口じゃなく地元対策は沿道ですよ。沿道で速度を落としましょうとか誘導員さんのおんなつとですよ。

じゃ、今回のこの進入口は、県道でインターがありますよね。1日に交通量は何千台ですか。でしょう。今度はここに搬入、ちょっと私もお願いして、土砂搬入の日報をいただきました。ここに持っております、2社分を。ピーク時で80台、少なかときは1台、ゼロ台です。誘導員さんをずっとつけてあったんですかね。そいけん、当初要らんとしてあつて、土砂搬入のときに上げてあるわけでしょう。それだけで上げてあつとでしょう。違うかな。これは今日見てきた。おんなはる。トラックの出入り一切ない。さっき言ったように、もうきれいに仕上がつとつとですよ。現場は御存じのように。しかしながら、ずっとここ何日、誘導員さんはずっとおんなはる。これが当初の設計から誘導員さんを見てあるなら、私は何も言わんばってん。しかし、今理由が、国が持ってきたはるときは国が誘導員しなはるけんがら要らんやった。ばってん、国の土が来んごとなつたけん、これは買わんごとなつた。そのために、市が買うけん誘導員さんもつけやんごとなつた。でしょう。そして、そこにダンプの出入りがあるけん、危なかけん交通誘導員さんをつけるですね。さっき、ここで全体で156日ですか、ダンプの出入りが。それも今言ったように、まだおんなはるもん。今日も、昨日もおんなつた、その前もおんなつた。工事車両の出入りはなかもん。もうあそこを3日前かね、レーキでずっときれいにならしよなつたもん。それでガードマンさんがおんなはるもん。

ですから、そこら辺を、あなたたちは最後につながっていくばってんが、最後の経費削減ですね。やむを得んとはやむを得んとですよ。企業誘致で早く来てもらわんけん、それは必要ですよ。ですから、当初の議会も認めたじゃないですか。予算を見てみて執行された。そして、あなたたちがいろんな努力をされて、削減努力をされたが、さっき私が言うように調査不足、想定、仮定でされるけん、こげんなるわけよ。でしょう。

ですから、そこら辺、今言いましたように、ここでも上げてあります誘導員さん、どういった設計になつとるのかを教えてくださいたいと思うんですよ。いまだかつておられます。三百何万円、百何万円ですか、2社に。1か所でいいのを2社に出してある。そこら辺、2回目で教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

今まだ交通指導員さんがいる件につきましては、まだ、一工区のほうに搬入がされておりますので、つけているということでございます。

それから、二工区のほうは終わっております。（「土砂搬入のときだけじゃなか。あんたそげん言うたやんね。もう土砂搬入終わっとったっちゃ、まだおんなはるち言いよるところたい」と呼ぶ者あり）

再度申し上げますが、土砂搬入がまだ済んでいないというところでございます。（「いやいや、今日も昨日もダンプおらんちゃん。入りよらんとにおんなはっちゃん。さっき言うたように百五十何日の実数で上げてあるのか、これもまた想定の日数で積算されてあるのか。というのは、私もほかのところの工事をずっと聞いてきとるとですよ。誘導員さんはどうしよるかとか、聞いてきとるけん、ここで言いよるわけよ。ここに設計上げて、件数ば出してあるんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長補佐兼企業誘致推進室長が詳しかなら、課長に代わってちょっと説明せんですか。垣田商工観光課長補佐兼企業誘致推進室長。

○商工観光課長補佐兼企業誘致推進室長（垣田智章君）

私のほうからお答えさせていただきます。

交通誘導員の配置につきましては、実日数で計上をいたしております。

以上でございます。（「いやいや、そいけん、車の搬入時期を、今でもおらっしゃるとはなしけん俺言うとる」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

今朝、前原議員が現場を見てきたと。（「昨日も見た。その前も見た」と呼ぶ者あり）それで、もう今は大体仕上がつとる状態でレーキでの完成の段階に至っておると今見とると。だから、ダンプ車両関係あたりは一切、持込みですよ、搬入の関係はあっていないと見ております。それなのに、誘導員さんはまだ張りつけてあるけれども、どういうことかというふうなお尋ねだと思うんですよ。垣田商工観光課長補佐兼企業誘致推進室長。

○商工観光課長補佐兼企業誘致推進室長（垣田智章君）

お答えいたします。

交通誘導につきましては、盛土材の搬入または資材の搬入、それから車両の搬入のときに

つけるということで計上いたしておりますので、一工区はまだもう少し造成が残っておりますので、土砂の搬入がなかったということであれば、車両の搬入搬出が必要だったのか、その辺はあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

前原武美君、もう今度で3回目になるけんがまとめてください。9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

今私がなぜこういったこと言いよるかというのは、私は全部聞き取りして、全部やっとなですよ。そこは聞き取らんですよ。ほかのいろんな事業に対して、同種のところに行って、今おっしゃったように、交通誘導員は実数ということから、全て私はそういうのを調べて、私が現職のときはせんこつはなかったけん、改めてこう言ったばってん、今おっしゃったように、私もここ1週間、毎日見に行っとなですよ。確かにもういっちょの工区は終わっとなけん誘導員さんもおんならんですよ。しかし、こっちはまだ今日も昨日もおんなはった。それで、入口にトラックを全部止めて、入られんごとしてある。こういう小さいことは言わんばってんですね、必要なら今おっしゃったごつ、1台か2台出入りすっとなでん出入りと言うてよかですたい。

しかしながら、さっき言ったように、実態が交通誘導員は実数でやりますよ。どういったときにやりますよというのが、今おたくの答えと違うけん俺は言いよっとなやん。

それと、今言う土も一緒です。表土も、貴重な表土をなぜ市内の方に、市内業者育成をモットーにしとるじゃないですか。ですから、この工事も2つに分けたじゃないですか。欲しがっているんですよ。欲しいんですよ。そこら辺、なぜそういった部分、ちょっと打ち合わせられんやったかという分が。それで積込みでん、俺げが市が積算しとる、払っとなじゃないですか。業者さん、俺げの機械でもらいげ来るち言いよらっしやったけん。

それと最初、一番大きい、30,000千円の要因として盛土材が変わった。これは非常に大きいことですよ。

これは質疑ですから、もうここで終わりますが、そこら辺十分、議会にこういった上げるときは、予算のときは想定でいいです。しかし、執行するときは想定じゃないんですよ。そいけん、十分注意していただきたいと思います。

質疑ですからここで終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「ちょっと、なら最後に」と呼ぶ者あり）木村環境経済部長兼環境政策課長。

○環境経済部長兼環境政策課長（木村勝幸君）

この間、私たちの説明不足とかもいろいろありまして、非常に今日も反省するところがか所か質問の中でも反省の弁を言わせていただきました。

今回、もう言い訳になってしまいますけど、初めて産業団地として、ああいう大規模な北地区の工事をやったというところで、非常に総括すべきところはいろいろあったろうというふうに私たち自身も思っております。ぜひそこら辺をしっかりともう一度考えて、次に生かしていきたいというふうには思っておりますので、どうぞ御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

通告による質疑は終わりましたけれども、関連する質疑でお考えの方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ないようですね。以上で質疑を終わりたいと思います。

議案第17号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第36 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第36. 議案第18号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。甲斐田建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）（登壇）

議案第18号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。

廃止する2路線につきましては、産業団地造成に伴い、起点や終点を整理し廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います、通告がございませんので、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

議案第18号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第37 議案第19号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第37. 議案第19号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。甲斐田建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）（登壇）

議案第19号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものです。

まず、番号1の2路線につきましては、産業団地造成に伴い、起点や終点を整理し認定するものです。

次に、番号2及び番号3の2路線につきましては、開発行為により宅地造成された道路の帰属を受けたもので、新たに市道路線として認定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第38 議案第20号

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議案第20号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。それでは、議案第20号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書143ページからでございます。

私の場合、また長くなります。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。急ぎます。

令和6年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算にそれぞれ149,123千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,748,614千円といたしております。

まず、147ページをお願いいたします。

147ページは、第2表 継続費補正でございます。産業団地造成事業において、入札結果等により総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、148ページから149ページ、この148、149ページは第3表 繰越明許費補正でございます。計画に関する諸条件によるものなど、年度内に完成が見込めない事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に150ページ、150ページは第4表 債務負担行為補正でございます。入札結果や計画変更等により、翌年度以降の限度額を変更及び廃止するものでございます。

続いて、議案書151ページから152ページ、こちらは第5表 地方債補正となります。各事業費の増減に伴い、追加及び変更を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

議案書155ページからでございます。

155ページの11款 地方交付税605,105千円は、一般財源の額を調整して追加いたしております。

次に、飛びまして157ページをお願いいたします。

157ページ、15款1項の国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金の増額など、歳出予算と連動し、計上いたしております。

続きまして、158ページ、15款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、本市の物価高騰支援対策の経費に充てるため、7,900千円を計上いたしております。

引き続き、議案書159ページ、16款1項の県負担金は、国庫負担金と同様に歳出予算と連動して計上いたしております。

次に160ページをお願いいたします。

16款2項 県補助金のうち、2目の保育所等物価高騰対策費補助金3,489千円は、保育所等の光熱費高騰に対する県補助金で、補助率2分の1でございます。

次に161ページ、18款 寄附金は、個人及び株式会社道の駅みやまからの寄附金を計上いたしております。

次に、飛びまして164ページをお願いいたします。

22款の市債でございます。農林水産業債や過疎対策事業債など、実績に応じ追加または減額をいたしております。

続きまして、歳出予算の主なものを御説明いたします。165ページからでございます。

165ページ、2款1項9目、基金費は、合計で118,500千円を追加いたしております。そのうち、減債基金積立金は、後年度の市債の償還に備えるため、1億円を追加いたしております。

次に、166ページ、3款1項1目の社会福祉施設等物価高騰対策支援金4,506千円は、社会福祉事業所について、高騰している光熱水費等に対し支援金を支給するものでございます。

次の4目の障がい福祉サービス費及び7目のはり・きゅう・あん摩等助成費は、不足見込み分をそれぞれ追加いたしております。

続いて167ページ、3款2項2目の子どものための教育・保育給付費は、決算見込みに応じ、保育所運営委託料及び施設型給付費を増額いたしております。

また、18節の保育所等物価高騰対策事業費補助金6,978千円は、保育所等において光熱費の高騰に対し補助を行うものでございます。

次に、飛びまして170ページをお願いいたします。

170ページ、4款2項2目の旧清掃センター解体工事費は、入札結果により34,000千円を減額いたしております。

続いて、171ページ、6款1項7目の農地中間管理機構関連農地整備事業負担金7,560千円は、県営の山間地基盤整備事業において、来年度事業を前倒しして実施することから県負担金を追加するものでございます。

次に、172ページをお願いいたします。

7款1項2目の産業団地造成工事費は、入札結果等により250,000千円を減額いたしております。

次に、飛びまして175ページをお願いいたします。

9款1項、消防費は、2目の消防団員退職報償金を実績に応じ減額いたしますほか、3目の消火栓維持費負担金7,359千円を追加いたしております。

続いて、176ページをお願いいたします。

10款2項1目の緊急通報システム整備設計委託料3,000千円は、学校事故再発防止及び学校事故予防への提言を受けて、迅速な通報を可能とする緊急通報システム整備のための設計

委託料を追加いたしております。

最後に、177ページをお願いいたします。

177ページ、10款4項6目の図書館大規模改修工事費40,000千円は、下水道接続工事やLED交換工事など図書館本館の改修工事を追加いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、配付しております予算関係資料の2ページ以降に記載をいたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第20号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第20号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は原案どおり可決をされました。

日程第39 議案第21号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第39. 議案第21号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第21号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書182ページからでございます。

182ページ、令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ22,653千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,290,892千円といたしております。

それでは、歳入予算から御説明いたします。187ページをお願いいたします。

7款1項1目、前年度繰越金は、一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。188ページでございます。

7款1項2目の国県支出金等返還金は、令和5年度交付金の返還金で22,653千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第21号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案どおり可決をされました。

日程第40 議案第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第40. 議案第22号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第22号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明いたします。

議案書189ページからでございます。

令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ809,441千円といたしております。

まず、議案書の194ページの歳入予算でございます。

1款1項. 後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を追加いたしております。

次に、議案書195ページの歳出予算について御説明をいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金が不足する見込みのため、12,000千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第22号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

日程第41 議案第23号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第41. 議案第23号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第23号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書196ページからでございます。

令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ102,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,140,038千円といたしております。

まず、201ページをお願いいたします。

201ページからの歳入予算でございますが、3款、国庫支出金から203ページの5款、県支出金までは、歳出予算と連動し、それぞれ計上いたしております。

続いて、204ページの8款、繰越金は、一般財源の額を調整し追加をいたしております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。205ページをお願いいたします。

4款1項1目の通所型サービス費負担金は、決算見込みに応じ、不足見込額2,000千円を追加いたしております。

続いて、206ページ、5款1項の基金積立金は、介護保険事業の安定した運営を確保するため、介護給付費中期財政調整基金へ1億円を積み立てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行なってまいります。

議案第23号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第23号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補

正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時03分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

日程第42～第48 議案第24号～議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第42. 議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算から日程第48. 議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算についての7件について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第24号から議案第28号までの5件は、一般会計と特別会計の令和7年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由につきましては一括して御説明をいたします。水道、下水道のほうは後ほど御説明をいたします。また、ちょっと長くなります。よろしく願いいたします。急ぎます。

それでは、議案第24号 令和7年度みやま市一般会計予算を御説明いたします。

予算書は3ページ、予算資料につきましては配付いたしております予算関係資料の10ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ22,071,000千円といたしております。前年度と比較しまして1,026,000千円の増、率にしてプラス4.9%となっております。各種施策を積極的に推進することにより、「未来へとつなぐ、安全、安心で持続可能なまちづくり」を目指した予算といたしております。

それでは、当初予算案の具体的な内容につきまして、歳入予算の主なものを、予算書は13ページの事項別明細書、予算関係資料は33ページからの資料により、増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、市財政の根幹となります1款. 市税は、定額減税の終了に伴う個人市民税の増収を見込んでおります。また、固定資産税も増収見込みであり、市税全体では前年度比5.8%増の3,789,184千円と見込んでおります。

次に、2款から12款までの交付金等は、地方財政計画等に応じて計上いたしております。

そのうち、7款の地方消費税交付金は、国の消費税収が増収となる見込みのため、前年度比68,000千円増の855,000千円を見込んでおります。

次に、10款. 地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金の減により、26,002千円と見込んでおります。

続いて、11款. 地方交付税は、公債費の増や国税の増収等により、前年度比3億円増の64億円を計上いたしております。

次に、15款. 国庫支出金及び16款. 県支出金は、歳出予算に応じて計上いたしております。

15款. 国庫支出金は3,426,349千円で、前年度比349,181千円の増といたしております。児童手当及びデジタル基盤改革支援補助金の増が主な要因でございます。

16款. 県支出金は1,908,729千円で、前年度比7,827千円の増といたしております。公立学校情報機器整備事業費補助金の増が主な要因でございます。

次に、19款. 繰入金は1,775,061千円で、前年度比348,998千円の減といたしております。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,475,000千円、寄附者からいただいたふるさと納税を活用するため、ふるさとみやま応援基金繰入金2億円などを計上いたしております。

最後に、22款. 市債は2,357,300千円の借入れを見込んでおります。前年度比537,600千円の増、プラス29.5%となっております。そのうち、過疎対策事業債は1,701,000千円を計上し、前年度比449,500千円の増といたしております。これは旧小学校跡地整備事業や統合小学校体育館整備事業の増によるものでございます。

続きまして、歳出予算の主な事項につきまして御説明をいたします。

予算書は15ページを、予算関係資料は35ページの増減理由を中心に御説明をいたします。予算書15ページ、予算関係資料35ページでございます。

まず、1款. 議会費は170,641千円で前年度比143千円の増といたしております。会議録作成業務委託料の増が主な要因でございます。

次に、2款. 総務費は2,982,549千円、前年度比685,685千円の増、率にして29.9%の増でございます。情報システム標準化対応業務委託料の増が主な要因でございます。

続いて、3款. 民生費は7,780,079千円、前年度比362,958千円の増、プラス4.9%でございます。所得制限の撤廃や高校生までに支給延長となった児童手当の増が主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は1,515,401千円、前年度比219,445千円の減、マイナス12.6%でございます。これは前年度に旧清掃センター解体工事費があったことによるものでございます。

次に、6款．農林水産業費は1,311,849千円、前年度比50,672千円の減、率にしてマイナス3.7%でございます。ため池等しゅんせつ工事費の減などによるものでございます。

続いて、7款．商工費は389,958千円で、前年度比557,576千円の減、率にしてマイナス58.8%の大幅減でございます。これは前年度に産業団地造成工事費があったことによるものでございます。

次に、8款．土木費は1,503,807千円、前年度比248,172千円の減、マイナス14.2%といたしております。下庄雨水ポンプ場設備改修工事費の減が主な要因でございます。

次に、9款．消防費は1,176,062千円を計上いたしております。前年度比395,704千円、プラス50.7%の大幅増でございます。これは新消防通信指令システム等の整備に伴う筑後地域指令センター協議会負担金の増によるものでございます。

続いて、10款．教育費は2,885,649千円、前年度比739,958千円の増、率にしてプラス34.5%の大幅増となっております。図書館大規模改修工事費及び高田小学校の体育館建設工事費の増などによるものでございます。

次に、11款．災害復旧費は4,007千円で、前年度比179,998千円の大幅減となっております。これは前年度に林道施設災害復旧事業費の減があったことが主な要因でございます。

最後に、12款．公債費は2,309,080千円で、前年度比97,319千円の増、プラス4.4%でございます。令和2年度過疎対策事業債借入れ分の元金償還が始まったことなどが主な要因でございます。

以上が令和7年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明をいたします。

各特別会計の状況は、予算関係資料31ページに一覧表をお示しいたしております。

それでは、議案第25号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

予算書259ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,318,819千円といたしております。前年度と比較して45,373千円の増でございます。国民健康保険制度改革により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、歳入では国民健康保険税

及び保険給付費等交付金、歳出では保険給付費及び国保事業費納付金が主なものでございます。

なお、令和7年度においても、本市の保険税率を県の標準保険料率のとおり改定する予定といたしております。

続いて、議案第26号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書303ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ848,105千円といたしております。前年度と比較して51,624千円の増でございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料の増、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

次に、議案第27号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計予算でございます。予算書331ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,191,353千円といたしております。前年度と比較し173,551千円の増、プラス3.5%でございますが、そのうち、介護保険事業勘定の総額を5,170,196千円と、介護サービス事業勘定の総額を21,157千円といたしております。3か年計画であります第9期介護保険事業計画の2年目に当たり、この計画に応じて保険給付費を見込み、計上いたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

最後に、議案第28号 令和7年度みやま市用地特別会計予算でございます。予算書407ページでございます。

令和7年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的に設置いたしておりますが、令和7年度も事業計画がございませんので、費目のみの計上といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お疲れでした。

続きまして、議案第29号、議案第30号の説明を松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

議案第29号 令和7年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。予算書418ページからになります。

令和7年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、給水戸数1万2,030戸、年間総給水量240万3,000立方メートル、1日平均給水量6,584立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、主なものといたしまして、送配水管の更新を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を522,460千円、事業費用を494,160千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として水道料金等を496,686千円、また、営業外収益として、繰入金及び長期前受金戻入などを25,771千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を473,329千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息等を19,380千円計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を201,901千円、支出を499,390千円といたしております。

収入につきましては、企業債115,000千円、出資金31,810千円、工事負担金4,200千円、国庫補助金50,891千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として405,818千円、企業債償還金といたしまして86,602千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する297,489千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。補填財源の明細は452ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 令和7年度みやま市下水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書454ページからになります。

なお、この事業ごとの予算書を配付しております予算関係資料111ページより添付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

令和7年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、接続戸数5,310戸、主な建設改良事業につきましては、公共下水道管渠整備事業として284,000千円、浄化槽整備事業として144,000千円を予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出から御説明申し上げます。

事業収益を728,130千円、事業費用を718,124千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として使用料等を332,783千円、また、営業外収益として、他会計補助金及び長期前受金戻入等を395,347千円と見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を572,572千円、支出を711,340千円といたしております。

収入につきましては、企業債163,900千円、他会計出資金90,827千円、他会計補助金144,565千円、国庫補助金141,200千円、県補助金9,179千円、分担金及び負担金22,901千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として558,231千円、企業債償還金といたしまして151,409千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する138,768千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を485ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いたいと思いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。議案第24号から議案第30号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議

ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第30号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、2月28日を休会にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、2月28日を休会とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は3月3日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後4時36分 散会